

平成26年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成26年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成26年6月6日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（林 修三君）

6月6日、金曜日、本日は一般質問最終日で、5人の質問者が予定されております。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明等騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語及び不適切な発言については謹んでいただくよう、申し上げます。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

おはようございます。右山正美です。

私は、市の地域防災計画、そして誰もが安心して暮らせる街づくりについてお伺いをするものでございます。

1、八街市地域防災計画について。

(1) 防災計画の見直しについて、最初に伺うものであります。

災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正、そしてまた県でもそういった修正があり、市防災計画も10年ぶりに見直されたわけでありまして。見直しの中で、さらに修正を加えられましたが、この計画は住民のために、あるいは災害時にすぐに活かせるものとするために、情勢の進展にさらに対応できる改善が求められると思います。

そこで伺いますが、①主に今回の修正はどのような点が修正されたのか、まず最初に伺うものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正、及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえ、東日本大震災における本市の対応の反省点を改善しようとするものでございます。

主な修正点につきましては、減災を基本とする対策を推進することを明記したこと、住民自主防災組織、事業者等による地域防災力の強化を掲げたこと、大規模災害への対応力を強化するため、災害対策本部における各課等の役割分担を見直し、拠点施設の配置を明確化したこと、他の自治体や自衛隊等からの応援を速やかに受け入れるため、災害協定を推進し、受入拠点や受入体制等を明確にしたこと、災害時要援護者や帰宅困難者等の対策を追加したこと、原子力事故災害対策を追加したことなどでございます。

○右山正美君

東日本大震災は、大きな爪跡と、そして教訓を与えてくれました。その中で、国もそうですが、千葉県もそうですし、いろんなところで修正が加えられ、この八街市でもそういった関係上、活きたものにしていく必要があるということで、いろいろ防災計画の手直しがあったわけでありませう。

今の市長の答弁の中で、減災を基本とした対策を進めるということでございます。もちろん、それが基本となって災害を少なくしていく方向ですが、これが市だけのものではなくて、住民への防災計画の見直しの公表、こういったものも大事ではないかなというふうに思いますが、そういった取り組みについては、どのようにしていくのか、その辺について、担当課の意見を聞きたいと思ひます。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。右山議員さんのおっしゃるとおり、市で作り上げた計画ではございますが、これが市民の皆様方に伝わらなければ何の意味もないというふうに考えております。

昨年6月に修正をしまして八街市の地域防災計画につきましては、住民の皆様方に、この計画についての周知を図るという意味から、市のホームページに全文を掲載してございます。また、広報やちまたにおきましても、ホームページに全文掲載している旨の通知をお出ししたり、今後におきましても、地域の皆様と話し合いをしながら修正が出た場合におきましても、同様にホームページを使つての修正、また、各地区の方に、先日来から申し上げて参りましたが、自主防災組織の促進も含めまして、地域に職員が出向きまして、皆様方に周知していくというような考えを持っております。

○右山正美君

やっぱり、行政だけでつくる、それを住民に押しつけるということではなくて、住民の声もしっかりと聞いて、その中でこういったものは作り上げていく必要があるだろうと。そういう意味では、本当に貴重な提言をしてくださる方がいるわけですから、ぜひ、そういった意見等も的確に入れてやっていく必要があると思ひます。

もう1つ、これは、富士山の噴火の中で、降灰対策の提言もあつたと思ひますが、そういった問題については、どのように考えているのか、伺いたいと思ひます。

○総務部長（石毛 勝君）

降灰の問題につきましては、先ほど来右山議員さんもおっしゃっていますように、市民の方からの提言もございました。こちらにつきましては、確かに4月11日付の提言ということで、私どもの方も、特別降灰対策というものにつきまして影響を想定した平成16年6月の富士山ハザードマップ検討委員会の報告書等も取り寄せまして、富士山が噴火した場合、本市の一部にも2センチほどの火山灰が降るという可能性が示されているところでございます。

ちなみに、1日に5ミリ以上の火山灰が降ると、道路の通行ができなくなるというようなことで、2センチ以上の火山灰が降るとことは畑でも作物が1年以上収穫できない、ま

た健康被害が出る等の被害が想定されているところでございます。

このように、降灰によります被害は非常に大きくなるというように予想されているところでございまして、本市といたしましても、降灰対策の検討については今後必要であるというように考えておりまして、県内の市町村で、降灰対策を地域防災計画に明記されているのが、確認できる場所がございます。香取市と茂原市につきましては、降灰計画についても策定されているということです。

本市におきましても、地域防災計画とは別に、この対応計画も作成していかなければいけないのではないかとこのように考えておりまして、市川市の方も別立てで降灰の計画を作成するというところで、富士山の噴火による対策ということにつきましては、この防災計画の中で変更する場合には、当然のごとく防災会議を開催して、そこでの必要性等について議論をされるということでございますので、本市につきましては、早急な対応ということで、別立てでの対応計画を策定していきたいというふうに考えております。

○右山正美君

あらゆることを想定しながら進めていく必要があると思います。降灰対策についても、噴火がいつあるかわからない、予想できないということではなくて、噴火した場合のことを考えていく必要があると思いますので、そのことも含めて提言されているわけですから検討していく、ちゃんと防災計画の中に折り込んでいくということが大変重要だと思いますので、その辺のところも積極的に進めていってほしいと思います。

それで、防災計画の見直しの中では、自主防災組織、地域防災力の強化を挙げています。また、地元企業との連携といったものも積極的にやらなきゃならない。昨日か一昨日の質問の中でも、災害時要援護者や帰宅困難者の対処は、具体的にその防災計画の中に折り込んでいかなきゃならないというふうに思います。そういった意味では、見直しは、住民のものになるような見直し、そして提言があったらそれを防災計画の中でしっかりと捉えて、本当に折り込んでいかなきゃならない部分については、積極的に進めていってほしいと思います。

この災害時要援護者というのは、障がい者の方々もそうですけれど、子どもたちもそうですよね。昨日の段階では、子どもたちに対して、大雨のときは、今日は時間をずらして登校しなさいよという、教育委員会のこういった文書も回ってきております。

常日頃、そういったことで児童生徒に対して注意を促していることも大変重要でありますし、と同時に、崖崩れのところは回避して登校しなさいよというようなことまでも含めて、私は十分やっていく必要があるのかなど。崖崩れについては後でやりますけれど、そういうことも含めて、教育委員会は進めていってほしいなというふうに思います。昨日の文書では、メール配信、緊急連絡網等により連絡をすることもありますというふうに、学校ではもう既にそういった警戒の対策はとられているということでもあります。加えて、崖崩れなどもぜひ検討課題に入れていただければというふうに思います。

災害対策は、現実には存在しない発生事態を対象として、被害を防ぐ方策を講ずるというこ

とになるわけであります。それゆえ、自然現象の設定やそれによる被害の見積もりなどの予測あるいは想定が欠かせない要件となり、その適切性が防災対策の有効性を左右するというふうに言われているわけであります。

計画は、やはり住民のものにしていく必要があると、そしてその判断は適切性が求められるということでありますので、その辺を十分に考えていただきたいというふうに申し上げておきます。

次に、②特別警報について伺います。

昨年8月に、気象業務法が改正施行されて、特別警報が発表されることになりました。防災計画の修正は法施行後速やかに行うと、市が行ったパブリックコメントでも回答されていますが、どのように取り組まれているのか。また、市民への周知徹底も必要であるがどのように考えているのか。この問題について伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特別警報につきましては、気象業務法の一部が改正され、昨年8月30日に施行されたことに伴い、新たに追加されたものでございます。

その発表基準につきましては、大雨の場合は、台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨と定義されており、地震の場合は、震度6弱以上の地震と定義されております。

昨年度の八街市地域防災計画の見直しの時点では、法施行前で行ったので、やむを得ず計画に追加することを見送ったものでございます。

また、昨年6月の八街市防災会議におきまして、新たに八街市防災会議運営要領を策定し、法改正等に伴う義務付けによる修正については、防災会議を開くことなく、市長の権限で修正ができることとなっております。

したがって、速やかに修正内容を検討し、所要の修正を行うとともに、修正後は、本市のホームページ等を通じまして公表したいと考えております。

なお、主な修正点といたしましては、特別警報に伴う災害対策本部及び職員の参集基準を追加するものでございます。

○右山正美君

特別警報については、判断等々が大変難しいかと思いますが、これは早目の警報を出す必要がありますし、その辺のことも大事かなと思いますが、今、答弁の中で、特別警報時の職員の参集基準と、このように答弁されましたが、これは具体的にどういう参集をしているのか、その基準についてお話をしていただきたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。特別警報が発令された場合、八街市を含めます千葉県の北西部、または印旛地域ということで発令された場合ということでございますが、災害対策本部を設置しまして、その段階におきましては第二配備を敷くという内容に、計画の中でなっております。地域防災計画は修正したいというふうに考えております。

そこで、第二配備の場合には、もう全職員は自動参集をするということですので、この特別警報が出た場合には、自動的に職員は参集するという規定になろうかと思えます。

○右山正美君

そういう意味では職員は大変かもしれませんが、特別警報ですから、これは大変な事態での参集になると思えます。これもまた職員の皆さんには周知徹底されるように、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、(2)土砂災害から市民を守るためにということです。

市内には急傾斜地崩壊危険箇所が35カ所あり、特に私の方の地域ですけれど、南の地域では5カ所が土砂災害警戒区域で、立ち退き避難の対処区域になるわけでありまして。この地域を、現気象庁の方々と議員団も一緒になりまして、視察をしてみました。今年の台風時に崩壊した崖崩れ、土砂崩れ等々を見てきたわけですが、これはしっかりとした対策をしなきゃならないというふうに考えております。

その判断は私は本当に大変かと思えますが、避難勧告の発令時刻あるいは避難行動を考慮すれば、これは数時間早める必要がもちろんありますし、現場確認と降雨量による判断マニュアルを作成して併用することも望ましいかと思えます。

避難勧告の見直しの中で、国は、「避難指示等の新ガイドライン」を策定して、そして全ての市町村に梅雨時まで、もうすぐ入りますけれど、避難基準を作成するよう求めているわけですが、市独自の避難勧告、指示の基準作りの検討は進められているのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

避難勧告等の旧ガイドラインは、平成17年3月に国が発表したものでございますが、その後発生しました東日本大震災、今年の台風18号や台風26号の大雨等により大きな被害を受けたため、平成26年4月に、内閣府が新たに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」を発表し、各自治体が設定している避難勧告等の基準の見直しを求めているものでございます。

本市におきましては、これまで地震や大雨により大きな被害を受けることがなかったため、避難勧告等の基準を設定しておりませんでした。

しかしながら、今年の台風26号によりまして、これまでになかった浸水被害が発生したこと、今後30年以内に東日本大震災の震度を超える地震が発生するおそれがあることなどを踏まえまして、避難勧告等の基準が必要であると認識しております。

したがって、本市といたしましては、ガイドライン（案）の内容と本市の状況を確認するとともに、災害が発生した場合の被害想定等を行い、速やかに避難勧告等の基準を検討してまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

今年の台風のとくに、八街市もそうですが、成田市でも避難勧告は出されなかったと。成

田市では、私もびっくりしましたけれど、死者が出ております。そういった意味では、この避難勧告については大変重要な意味があるのではないかというふうに思います。

その基準というものはどうするのか。先ほども言いましたけれど、避難勧告の発令時刻というものは、避難行動を考えていくなれば、もっと早目に避難勧告というのは出さなきゃならないというふうに思います。避難をする準備があるわけですから。そういった意味では、その判断となるものが、現場確認と降雨量による判断マニュアルといったものをつくっておけば、これはその判断マニュアルで判断をして、市長の裁量で避難勧告が出せるわけですから、その辺のところをしっかりと作る必要があるのかなというふうに思います。

こちら側だけのそういった対応ではなくて、ハザードマップというものは、同時にその避難体制といったものも、しっかりと住民と作り上げていく必要がありますが、その辺についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。今のお話の中のハザードマップにつきましては、もちろん市が調査をすべきところも、もちろん市内の中にはたくさんございます。先ほど来お話があるように、急傾斜地として指定されているところについては、もう既に近隣の住民の方々にも災害時の避難の方法等もお示ししたり、そういったところで、通常一般的に地域の方、また地区の方々が自分たちの街の中で、例えばこの道路を通れば間違いがない、避難経路として大丈夫だろうと思っていながらも、例えばブロック塀が倒壊するとか、そういった現状把握というものがまず必要ではないかというふうには考えております。

そういった中で、地域の住民の方が、皆さんで協力しあって、防災マップといいますかハザードマップを作成していただいたり、また、その避難体系等も作り上げていただいたり、これは地域の取り組みとしては非常に、私どもの方もご協力できるところはご協力しながら、作り上げていただけたらというふうに考えております。

今後、そういったものが各地区に広がっていきまして、それが最終的には八街市全体の避難経路等の確立もできるというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○右山正美君

担当課として、これは認識していただきたいのは、県が出されている、私の方の5カ所の南部地域、これは避難勧告を出すことになっているんですけど、これはしっかりと県の方でも掌握して地図でも出されている状況ですから、私は、そういったことを住民の人たちと一緒に認識すると同時に、こういう降雨量のあるときには避難勧告を出しますよといったところまで、しっかりと住民とともにそういったものを練り上げていくというのは、大変必要ではないかというふうに思うんです。ですから、その辺のところをしっかりと捉えて、住民の皆さんのためになるものにしていく。防災計画の中での避難勧告ということですから、その辺を周知徹底していただければなというふうに思います。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、都道府県知事（6条1項）の中で、7条3項では、警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に知らせ、必要な

措置を講じなければならないというふうには法律でもそういうふうになっていますから、そういったことを含めて、住民の皆さんと一緒に作り上げていく。

今年の台風のときに、私の方の川上地域の大谷流のところで、自主避難勧告で、防災課の方々と一緒に回りました。自主避難をしてくださいと。俺の家は大丈夫だということで、初めての対応だったと思うんですけど、やはり住民の方々は対応されなかったというのが現実問題であります。事前から、そういったことがちゃんと住民に周知徹底されていれば、簡単に避難もできたのではないかなというふうに思いますが、役所は大谷流コミュニティセンターに職員を配置して、一晩、そこの中で待機をしたわけでありまして。

だから、こういうものが住民のものになっていないと、そういった避難でもなかなかしてもらえない、してくれないというのが現実問題でありますから、その辺は周知徹底をしていく必要があるだろうというふうに思います。

ぜひ、その辺のところで、防災計画の見直し、あるいは避難勧告、警報等々、これから梅雨の時期で雨も降ります。そして、秋には台風、夏台風とか、いろいろ今まで考えなかったことが想定されてくるわけでありまして、ぜひその辺のところもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、②造成地の安全対策であります。

今年の10月26日の台風では、古い造成地の擁壁が崩れて大きな被害が出ました。古い造成地域の擁壁等の安全確認と対策をとる必要がありますが、検討はしているのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人の住宅などに、隣接地と高低差があり設置されている擁壁は、個人の財産でございますので、基本的にはそれぞれの所有者に管理していただいております。擁壁を設置している箇所全てを把握しているわけではございません。

昨年、住野地区におきまして、台風の災害により、擁壁が崩壊し、市民の財産が脅かされましたが、市民の皆様の安全の確保、防災対策、災害の未然防止という観点から、市としてどのような取り組みができるのか、今、検討しているところでございます。

○右山正美君

大きな災害になりますと、本当にお金もかかって大変なことになるんですけど、防災計画の中で減災という言葉があります。やはり減災のためにも、一度危険箇所あるいは崩壊するようなところを、事前に察知、調査して、これを進めていく必要があると思います。

ちょっと担当課にお聞きいたしますが、減災という立場から調査をしていくことができるのかどうか。そういうことでしっかりとした対策をとる必要がありますが、担当課としてはどのように考えているのか、その辺について伺いたいと思います。

○建設部長（武井義行君）

こういった造成地の急傾斜等、災害時の危険と思われる箇所の把握につきましては、いざ

というときに、実際にそういった危険性があるということ、市民の方に知っていただくという意味も含めまして、市としてはある程度の把握を、これは進めていかなければいけないというふうには考えております。

○右山正美君

民有地だから手を着けないとかそういうことではなくて、南の地域でも畑が崩落をして、下は人家があるんですけど、昨年の台風以来、現状はそのままです。ブルーシートがかかったままです。それで、また台風が来て大雨になってしまったら、あの畑はどうなってしまうのか。下の方に人家が7、8軒あって、その人家の中に流れ込んでしまうという懸念もあるわけです。ですから、私はそういったところをちゃんと調査して、そして事前に知らせていく、促していくということが大変重要になっていくのではないかと。起きてしまったは大変なことですから。私は、その辺の調査をしっかりとやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこういった問題も進めていっていただきたいと思います。

時間がありませんので、先に行きます。

大きな2点目に、誰もが安心して暮らせる街づくりをという意味で、(1)魅力ある街をつくっていききたいなど、この八街を。

今議会では、今後30年間に若い女性の人口が半分になるという危機について、複数の議員が質問をしました。私も、深刻な問題であり、真剣な取り組みが求められると考えるわけです。その解決にあたっては、魅力ある街づくりがカギとなっているわけです。

そこで伺いますが、①若者が定着できる対策、若者の意見を取り入れた街づくりを進める必要がありますが、その辺についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の人口は、平成16年2月末以降、減少傾向にあります。

対前年比較で本市における人口の推移を見ますと、平成22年3月末では、355人で0.5パーセントの減、平成23年3月末では、497人で0.6パーセントの減、平成24年3月末では、691人で0.9パーセントの減、平成25年3月末では、818人で1.1パーセントの減、平成26年3月末では、667人で0.9パーセントの減少でありました。過去5カ年では、3千28人、3.9パーセントの人口減少となっております。

また、5月9日付の新聞報道で取り上げておりましたが、「日本創成会議」の分科会が発表しました、20代・30代の若年女性の数が、2040年には、2010年と比べて半数以下となる自治体数が全体の49.8パーセントに上るとのことであり、八街市におきましては、マイナス61.0パーセントとの人口変化率が公表されております。

本市といたしましては、少子高齢化や若者の転出を含めた人口減少問題を重要課題と捉え、全庁体制で人口減少要因を分析し、実効性のある総合的な施策の立案が必要と思われることから、庁内におきまして、副市長を議長としまして、関係部課等の長による「八街市人口減少問題対策検討会議」を5月30日付で設置したところでございます。

今後、どのような施策の実施が可能か、今回設置いたしました「八街市人口減少問題対策検討会議」の中で調査・検討をしてみたいというふうに考えております。

○右山正美君

ちょうど市長の答弁は今ので3回目、私は3回聞きました。もう頭にしっかり入っているんですけど。やっぱり、魅力ある街づくりという意味では、若者が結婚して、子育てをして、当面育児支援ということが重要になってくるかとは思いますが、担当課としては、その辺のことについて、私はトータル的に考えていかなきゃならないというふうに思うんですね。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

若者が八街に来て、ずっと暮らして、子どもを産んで暮らしていくと、そういう状況によりなればいいわけでごさいます、第一義的に、子ども子育て支援を担当している部署は私の下にごさいますので、子育て支援についてはトータル的なことを今考えているところでごさいます、昨日も加藤議員に答弁したかと思うんですけど、今、子育ての新制度でごさいます、それに向けて事業計画を策定しているところでごさいます。

これについては、現実にも今、市民の方からアンケート調査をしておりますので、それらのニーズを分析、把握しまして、それに基づいて、例えば待機児童の解消を図るとか、例えば放課後の居場所づくりを充実拡大したりですとか、そういう方向を持ちまして、子育て支援のより一層の充実を図り、若者定着の1つの方策として考えているところでごさいます。

○右山正美君

今までの枠を超えられないというのが現状ですかね。やっぱり、今までの枠を超えた中で、じっくりと八街市を魅力ある街にしていくのだということを考えていかないと、40年後には、この八街市はなくなって、住民のサービスもできなくなる自治体になってくるんですよ、これは。そういう中では、国も一生懸命その辺について検討をもう進めていますよね。

ですから、単に今までのとおりですと、本当に若者がこの八街市から消えて、全く自治体としての役割が果たせなくなってくるというふうに考えないと、そうやってきて、そこから考えたのではだめなんです。早目早目に考えていかないと。そのために、若者が定着するためにも、仕事起こしとか、例えば自然エネルギーを導入していく、地域住宅業務助成制度など、これは国も今度制度化しますから、こういった問題も含めて、仕事起こしといったものも含めてやっていく必要がある。あるいは、農業後継者といった人たちも育成をしていく。若者を取り入れた農業育成といったものが必要になってくる。仕事の確保とか雇用の安定といったものも大変重要になってくると、言わざるを得ないわけでありませう。

せっかく副市長が、人口減少対策の議長となられるわけですから、ぜひ若者の声をしっかりと聞いて、何を求めているのか、何が必要なのか、何を手助けしなきゃならないのか、その辺をしっかりと捉えていって、ぜひ若者がこの街に定着できる政策を進めていっていただきたいと、このように申し上げておきます。

最後になりますが、（2）乗り合いタクシーについてであります。

市は、これまで、地域公共交通協議会が開かれて、地域を限定して試験運行の実施、さらに市民の意見を聞くパブリックコメントを実施しましたが、市民の声を活かす内容となっているのか大変疑問を持つところでもあります。

この間の取り組みについて、試験運行やパブリックコメントはどうなったのか、その辺についてまず最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

デマンド交通につきましては、「八街市地域公共交通協議会」が主体となりまして、平成25年11月18日から27日の10日間、デマンド交通試験運行を実施したところでございます。

総登録者は29人、予約件数は50件、延べ利用者数は49人で、実利用者数は19人でありました。

乗車される方の区域としては、希望ヶ丘区の14件が一番多く、次いで西林区の8件、夕日丘区の6件でございました。

目的地としては、八街駅南口が13件と一番多く、次いで市役所が8件でございました。

アンケート調査につきましては、13人の方から回答をいただきました。回答者の多くが60代以上の方であり、3割以上が無職と回答、半数の方が免許を保有していないとの回答でありました。

デマンド交通の満足度では、9割以上の方が満足。ふれあいバスとデマンド交通ではどちらが利用しやすいかとの問では、9割の方がデマンド交通と回答しております。しかし、多くの方に利用していただくため、運賃を無料として実施したにもかかわらず、実利用者は19人と少なく、アンケートを含めてデータが不足しているのは否めないところでございます。

また、仮に、1回の運賃を300円と仮定いたしますと、今回の運賃収入は、1万4千700円となり、委託料66万1千500円と比較しますと、収支率は、2.2パーセントとなります。

導入にあたりまして、多額の市の負担が想定されることもあり、今回の試験運行をもって、早期のデマンド交通導入との結論には至りませんでした。

また、パブリックコメントの手続を2月20日から3月5日まで実施しましたところ、寄せられた意見としては、3人の方から8件の意見が寄せられました。そのご意見及び市の考えにつきましては、5月1日から5月14日まで市役所等で閲覧を行い、現在でも市ホームページにおいて掲載をしております。

今後も、引き続き、市民のニーズ等を踏まえながら、公共交通に係る検討・見直しを行ってまいりたいと考えており、「八街市地域公共交通協議会」におきまして、昨年のデマンド交通試験運行結果等を踏まえた中で、「八街市地域公共交通総合連携計画」を平成26年3月に策定したところでございます。

本計画の概要といたしましては、公共交通の再編、乗継拠点の整備、地域主体の公共交通

再編の仕組み、公共交通利用促進に向けた啓発等、公共交通の確保・維持に向けた取り組みなどであり、具体的には、「八街市地域公共交通総合連携計画」における年次計画に従いまして、事業実施、または検討を行っていくこととなります。

○右山正美君

パブリックコメントで市民の意見を聞いたとしていましたが、本当に必要な人たちの声が聞けたのだろうか、というふうに思います。乗り合いタクシーの導入を求めた我が党のパブリックコメントに対して、「難しい」とした回答をしているわけであります。バス停まで行けない高齢者が増え続けてくる中で、どう対応していかなきゃならないのか検討する必要がありますし、これ以上不便では、八街市に住めなくなってしまう人たちが大変多く出てくるわけであります。

2014年国の予算は、公共交通の活性化・安全対策で予算計上をしました。人口減少や高齢化が進む中で、地域社会の活力維持・向上に地域交通が果たす役割は大変大きいとされているわけであります。こういったことも含めて、もっともっと市民の実直な声を聞いて、早期実現に向けて、私は努力をすべきだと思います。

このことを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、大きな1点目に、暮らし・福祉を守る市政について伺います。

安倍政権は、消費税増税による増収分は全て社会保障に充てると宣伝していますが、2014年度予算において、増税による増収分5兆円のうち、4兆円以上は既存の財源との置き替えに使われ、福祉充実に回すのは0.5兆円です。全体のわずか1割ですから、社会保障が充実するわけがありません。

国会では、要支援者を介護保険の枠外に追い出し、要介護1・2の人を特養ホーム入所の対象から外し、病気が治りきらないうちに入院患者を病院から追い出す「医療・介護総合法案」が審議されていますが、法案説明の重大なミスや、法案の論拠を撤回するなど、大失態が続出しています。

このような中、厚生労働省の介護予防モデル事業に参加した自治体で、要支援と認定された高齢者が、介護保険からのサービス外しを強いられ、「腰痛でかがめず、掃除などが困難な80代の女性が10年以上利用していた生活援助を、2013年度末から打ち切られた」等、必要なサービスを打ち切られていることがわかりました。

2012年～2013年度に13の市区町村で実施したこの事業に対し、田村厚生労働大臣は、国会で、事業の効果を強調し総合法案の正当化をしています。しかし、淑徳大学の鏡教授は、自治体側の専門家が説得してサービスを使わないようにすることは、本人が納得していないなら、受給権侵害であり、違法であると指摘しているとおり、廃案にすべきもので

す。総合法案の方向ではなく、全ての人に安心の医療・介護を保障するために、市はどのように対応するのかを伺います。

まず、国保税・医療、介護保険料・利用料等の軽減対策についての1点目に、国保、介護保険料・利用料についてでございます。

質問1、この間の所得が低い方々の国保税、介護保険料・利用料の収納状況の傾向はどうか。また、その傾向について市長はどのように考えておられるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は、保険税等の収入に応じまして、医療給付費等の支出を抑制することができないため、支出に応じた収入を確保する必要があります。

また、受益者負担という観点から、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うのが原則であります。

本市における国保財政につきましては、高齢化の進行や医療の高度化等の要因により、医療給付費をはじめ後期高齢者支援金や介護給付金等の拠出金が年々増加している一方で、長引く不況による所得の落ち込み、無職者や低所得者層の増加によりまして、保険税調定額が減少するなど逼迫した状況であります。

そのような中、平成25年度課税分の平成26年4月末日時点における全体の収納率は、82.9パーセントで、前年度同期と比較しまして0.2パーセントの増という状況となっております。

また、低所得世帯における滞納状況の傾向でございますが、初めに、滞納世帯数の状況を申し上げますと、平成24年5月末日時点の国保世帯数1万4千473世帯のうち、約27パーセントにあたる3千904世帯が滞納しており、平成25年5月末日時点では、国保世帯数1万4千523世帯のうち、約26パーセントにあたる3千800世帯が滞納しておりまして、滞納世帯が若干減少している状況でございます。

次に、滞納世帯のうち、年間所得100万円未満の世帯を所得階層別で比較いたしますと、33万円以上100万円未満の世帯数は、滞納世帯の12.7パーセントにあたる483世帯で、前年度比9世帯の減、率にして0.1パーセントの増となります。また、1円以上33万円未満の世帯数は、滞納世帯数の5.8パーセントにあたる222世帯で、前年度比18世帯の増、率にして0.6パーセントの増となります。

最後に、未申告世帯を除く所得0の世帯数は、滞納世帯数の22.8パーセントにあたる868世帯で、前年度比217世帯の増、率にして6.1パーセントの増という状況となっております。景気低迷による影響が国保税の収納状況にあらわれたものと考えております。

続きまして、介護保険料の収納状況につきましては、平成24年度決算収納率が95.51パーセントに対して、平成25年度分は平成26年5月21日現在で95.65パーセント、前年度比で0.14パーセントの増となっておりますが、これは、新たに65歳を迎えられた方の人数が増加したことが大きな要因となったものと考えております。

介護サービスの利用料の軽減対策につきましては、市民税非課税等の低所得者に対する補足給付として、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費につきましても負担限度額を設定し、限度額を超える分は特定入所者介護サービス費として現物支給していることから、現行制度におきましても、所得の低い方に対しまして制度的配慮がなされているものと考えております。

また、要介護者等が1カ月に支払った利用者負担が一定の額を超えたとき、利用者負担の軽減を図るため高額介護サービス費を支給しており、所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

今後につきましても、国の制度に準じた利用料の軽減措置を実施してまいりたいと考えております。

なお、第6期介護保険事業計画におきまして、介護保険料の設定については、所得段階を増やし、低所得者への負担減などを検討するなど、国のガイドラインに沿って計画を進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ただいまの答弁の中で、国保税の滞納状況については、所得が低い方々の、また市民の方々の所得が減っている中で、本当に大変な状況が説明されました。所得がゼロでも国保税はとられてしまう。これは国の受益者負担の観点からこうなっていると。ですから、それに対して応分の負担を求めるというお話でした。

しかし、国民健康保険は、本来社会保障ですから、所得がゼロの方は払えるわけがないわけですから、応能負担の原則によって払う、そういう制度にしなければならないということが、今の市長の答弁でも本当に明らかになったなど、私は思います。

それで、質問2についても、介護保険料について、次期はどうするのかということについては、所得階層を増やしていくと、現在は8段階の介護保険料の制度になっておりますけれども、この所得階層を増やしていくという点では、払いやすくなると思います。

しかし、介護保険料のこの8段階を増やしたとしても、介護保険料そのものを引き上げてしまえば、やはりこれは払えない方が増えると思うんです。実際に、現在でも所得が低い方々は介護保険料を払えない方々がいらっしゃいますので、これは引き上げるべきではない。このことについて、質問2で答弁をいただきたいと思います。

それと、利用料については、年収が200万円以上の方について、利用料を2割に引き上げるといふふうに国は言っているんですけど、この利用料引き上げについて、小池議員が、厚生労働省の説明根拠のデータが虚偽であった、お金が余っていて負担能力があるという、このデータが虚偽であったということを明らかにされました。この利用料2割への引き上げについては、断固反対をしていただきたいと思うんですが、この2点について、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

平成27年度からの介護保険料につきましては、低所得者の保険料を軽減する案が示され

ており、この中で、現行の所得段階が第1、第2段階に相当する方は、保険料の調整率が基準額の50パーセントから30パーセントへ変更する案が示されており、低所得者の保険料は引き上げをしないように検討していきたいというふうに考えております。

また、利用料でございますが、一定以上の利用者負担の見直しにつきましては、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまでは一律1割に据え置いている利用者負担につきましては、総体的に負担能力のある一定以上の所得の方々の自己負担を2割にする方針が示されております。

なお、自己負担2割とする水準は、モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、被保険者の上位20パーセントに該当する合計所得金額160万円以上の方を予定しておる案が示されております。

詳細は今後示されるということでございますので、国の基準の従った対応をしていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

介護保険については、所得の低い人方について、段階を増やすことによって保険料は減るだろうというようなご答弁でした。これは、減ることは大変大事なことでございますけれども、払えるものにしなければいけないという点では、収納を強化して収納率が上がるというのでは困る。生活状況を鑑みてきちんと払える、そういう介護保険料にさせていただくようお願いいたします。

それから、利用料についてです。この利用料2割についての、厚生労働省が示したデータ自体が間違っていたと。これが報道されて国会では大問題になっているんですよ。ですから、部長はこの点についていかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

ただいま京増議員が言った、昨日ですか、参議院の厚生労働委員会の質疑ということで、私の方も、けさ情報を仕入れたところでございます。厚生労働省の論拠が崩れたということで、厚生労働省の方で再度根拠を示すとか、提出するというような方向になったようでございます。

基本的に、その前提となる根拠が、例えば60万円の余裕があるということで、厚生労働省の方が説明してございまして、それがもう崩れたんだよという感じで、小池議員が質問して、結局、田村厚生労働大臣が、その最初の点については謝ったということで、再度また厚生労働省の老健局の方で資料の方は提出するのではないかと、私は思うんですけれども。

基本的に、厚生労働省が最初に出した資料が違うんだよということを厚生労働省も認めたわけでございますので、別の論拠がないと、論理矛盾に陥ってしまうのではないかなという気はするんですけれども、これについては、国会の論議を待つということになりますし、社会保障の介護保険部会等もありますので、まずは、国段階の議論等を踏まえなければ、私どもも動くわけにもいきませんので、きちんとした根拠を厚生労働省の方で示していただきたいというのが、私の考えでございます。

○京増藤江君

国の動きを待つということですが、国の動きを待っていたらとんでもないことになります。今回のこのデータについても、60万円の余裕があるだろうと、人の財布に、人の懐に手を突っ込んでそんな予想はしてほしくない、きっと該当される方は思っているんじゃないかと思えます。

それで、今回の介護総合法案について、最初、国は要支援1・2の方々はまだ介護保険から外すということをもくろんでいたんですけど、関係者また国民の大反対にあって、一応デイサービスやそういうことは残すということにしたんです。ですから、地方がきちんと物を申していく。この2割負担は許さない、これを意見として私は言う必要があると思うんです。ぜひ、部長も市長も、市民の皆さんの生活状況を大事にして、この2割負担は皆さんにとっては大変なことである、このことを国の方に申し述べていただきたいのですが、一言、どちらかお願いします。

○市長（北村新司君）

今のことを踏まえまして、市長会で機会あるごとに発言してまいりたいというふうに思います。

○京増藤江君

断固反対を申し述べていただきたいと思えます。

次に、低所得者への減免制度拡充について。

質問1です。国民健康保険税の減免制度は、貧困により生活ため公私の援助を受け、また受けるに相当するときと、うたっています。今議会の初日に、市長は、「納税相談に乗りつつ、所得が低く、生活が困窮しているときは、減免制度があるということを知らせる」という答弁をされました。

制度の周知とともに、介護保険料・利用料についても、市独自の減免を実施するよう求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険税は、国民健康保険に加入する被保険者の皆さんが負担することになるため、現在、応能負担部分と応益負担部分で課税しておりますが、このうち応益負担部分につきましては、低所得者層におきまして、世帯全員の所得の申告が必要となりますが、その所得区分に応じまして7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。

この法定軽減部分におきまして、国や県からの基盤安定交付金等の財政支援があり、保険税負担を和らげる制度が取られております。

さらに、保険税負担を軽減する対策の1つとして、八街市国民健康保険税条例及び八街市国民健康保険税減免要綱にのっとりまして、災害に遭われた方や困窮による公私の援助を受ける方などに対する減免措置があります。

この減免制度適用にあたりましては、納税者個々の生活実態や、分割納付ができないかど

うかを確認した上で判断することになります。

納付が困難な場合は、まず納税相談をお願いする旨、毎年7月1日号の「広報やちまた」への掲載や、保険税リーフレットを当初納税通知書に同封するなどの対応をしております、現在の条例、要綱によって、納付が困難な方に対する救済的な措置としての減免制度の周知はできているものと考えております。

続きまして、介護保険料の減免制度につきましても、本市の介護保険料減免取扱基準に従いまして、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、「災害により著しい損害を受けた場合」、「長期入院により収入が著しく減少した場合」、「死亡した場合」、「心身に重大な障害を受けた場合」など個々の事由に応じまして、25パーセントから最大100パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後、速やかな対応に努めております。

今後も、介護保険料の減免につきましても、本市の減免取扱基準に基づきまして、被保険者個々の事情に応じまして対応してまいりたいというふうに考えております。

また、国会では、費用負担の公平化として、低所得者の保険料の軽減割合を拡大し、さらには保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直すなど、介護保険制度の改正が審議されております。

第6期介護保険事業計画の策定に向けまして、今後も国の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（林 修三君）

質疑中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時 5分)

(再開 午前11時16分)

○議長（林 修三君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○京増藤江君

国保税減免についてですけれど、今、この国保税は市民の皆さんにとっては本当に負担が大きいということでは、いろいろな声が上がっています。そういう中で、特に所得がなくても国保税をとられてしまうというところでは、本当に大変なことです。国保税減免制度は震災などでしか適用されていないんですけれど、やはり、市に相談に来られた方たちが、もしかしたら減免制度に適用されるかもしれない、こういう希望があれば、安心してというか、相談にも来やすい、そういう面もあると思います。

国保税減免のパンフレットを窓口に置いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。国保税の納税相談におきましては、所得状況とか生活実態をその場で把握しまして、そういう話の中で分割納付がいいのか、減免納付できるのか、あるいは徴収

猶予とするのか、そういうような話の中で、やっぱりこの方は減免になるだろうということで、そういうお話の中でお勧めするのが原則だと思います。まず減免が先にありきではなくて、納税相談が先。いかにして納めるかを相談していただいて、その中で減免に至るものと考えておりますので、まずは納税相談へおいでいただきたいと。

京増議員がおっしゃるように、窓口パンフレットを置くことは可能ですけれど、市役所へおいでにならなければ、そのパンフレットも受け取れないわけですから、まずは納税相談においでいただきたいというのが原則でございます。パンフレットを作るのは可能であると思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

課長の言われるとおり、まず相談に来るのが、それはもう前提だと思うんですね。なかなか、どうせとられるという感じで、もう自分で払えないのにとられるという、そういう感情を持っておられる方々は本当にいらっしゃるんです。というのは、あまりにも生活が苦しいからそう思われると思うんですね。

ですから、分割の相談もできるし、減免の相談もできる、こういうことが市民の皆さんに希望を与えていくということになると思いますので、パンフレットを置くことは可能であるというご答弁でしたので、これはぜひ早急に対応していただきたいと思います。

次に、③70歳以上の窓口負担です。

増税や年金削減などとともに、この4月から70歳になった方々の医療費は2割となり、生活不安が増しました。70歳以上の方々の生活を守っていくためにも、医療費の支払いが困難な方々に対し、一部負担金減免制度の周知、また国に対し、窓口負担を1割に戻すように要求していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

70歳以上の納税義務者における国保税の収納状況の傾向でございますが、平成24年5月末日時点で、国保加入世帯1万4千473世帯に対しまして、約24パーセント、3千469世帯が70歳以上の納税義務者世帯で、うち収納世帯が3千104世帯、89.5パーセントの収納率となっております。また、平成25年5月末日時点の国保加入世帯1万4千523世帯に対しまして、22.6パーセント、3千289世帯が70歳以上の納税義務者世帯で、うち収納世帯が2千933世帯、89.2パーセントの収納率となっており、全体で180世帯の減、収納世帯数では171世帯の減、率にして約0.3パーセントの減という状況でございます。

次に、一部負担金減免制度の周知についてでございますが、今後、窓口へのパンフレットの配置やホームページ等による周知を検討してまいりたいと考えております。

次に、70歳代の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置につきましては、4月以降新たに70歳になる方から、段階的に2割負担となっております。自己負担割合の変更により影響が出ないようにするためには、何よりもまず、医者にかかる機会を少なくしていくこと

が重要であり、特定健診の受診や人間ドックの受検などを通じまして、自分自身の健康管理と病気の早期発見、早期治療や、保健指導による生活改善を行うことによりまして、病気の慢性化及び重症化を防ぎ、医療費の総額とともに、自己負担額も削減できるものと考えております。

○京増藤江君

一部負担金減免については、パンフレットを置いてくださるということで、これは早急にお願ひしたいと思ひます。

それから、窓口負担2割についてですけれど、病院にもきちんとかかって重症化しないよいうにということをおっしゃるんですけど、実際にもう既に全国でも受診抑制が起きているということで、私も初日に紹介いたしましたけれど、病院に行ったときには手遅れになっていた、お金がないために病院に行くのをためらっていたと、こういう方が増えているということを紹介いたしました。実際にこの八街市でも、去年は国民健康保険証をお持ちでない方が倒れて、翌日に救急車で運ばれた後に亡くなってしまったと、こういうことが実際に起きています。

ですから、今の時点で重病にならないうちに病院に行っていただくためにも、国保税の引き下げや、そしてこの70歳以上の方々の医療費をもとの1割に戻していくようにと、こういうことが大変重要だと思いますので、申し述べていきたいと思ひます。

時間がありませんので、介護保険について伺いたいんですけど、平成24年度の要支援者は348人でした。そして訪問介護の利用は延べ1千65人、通所介護の利用は延べ925人となっています。医療・介護総合法案の実施によって、要支援者が介護保険給付から外された場合、来年4月からどう対応されるのか、伺いたいと思ひます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年5月14日、衆議院厚生労働委員会におきまして、「地域医療・介護推進法案」が可決されたところであります。

その中に、介護が必要となる度合いが比較的軽い「要支援者」の介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護サービスを市町村事業に見直す点や、地域で暮らす高齢者を支える生活支援サービスの充実、特別養護老人ホームの重点化などにつきまして盛り込まれております。

しかしながら、訪問介護及び通所介護以外のサービスにつきましては、従来どおりの予防給付で対応する内容となっており、訪問介護及び通所介護サービスにつきましても、平成29年度末までに市町村事業に全て移行する方針が示されておりますが、移行するまでの間につきましては、従来どおり、予防給付での対応が可能となります。

また、軽度の要介護者の施設入所につきましても、やむを得ない事情により、在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市の関与の下で、特例的に入所を認めるとの方針が示されております。

本市といたしましても、今後も国の動向を注視しながら、安心で十分な介護サービスの提

供を受けることができるよう、第6期介護保険事業計画におきまして検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

平成29年度から本格的実施ということで、それまでには要支援の方々も、現在と同じようなサービスを受けられるというようなことなんでしょうけれど、しかし、国の方針はなるべく介護を受けさせないようにするというのですから、恐らく、来年4月から介護保険制度の中身が変わっていくと、今まで要支援と認定された方たちがどう認定されるのか、されないのか、こういうことも問題となると思いますけれど、認定を厳しくしたからといって、介護予防にはなりません。ぜひとも、介護が必要な人を認定するよにということで、お願いしたいと思います。

時間がないのでいろいろと飛ばします。

八街市の次期制度計画において、入所を必要とする人の待機者の解消計画の策定を求めたいと思います。そして、国に対しては、特別養護老人ホームへの入所を「要介護3以上に」というような改悪をやめ、廃止された特別養護老人ホーム建設に対する国庫補助の復活など、特別養護老人ホームの増設に向けた施策を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

要介護1・2の要介護者につきましては、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市が施設入所鑑定に関与し、特例的に入所を認めるとの案が示されておりますが、その現体像の詳細につきましては、今後検討されることになっておりますので、今後示される国のガイドラインに沿った対応をしていきたいというふうに考えております。

また、現在、特別養護老人ホームへの入所待機者解消を図るため、1施設80床の増設を、第6期計画に位置付けるべく、千葉県の方と施設整備計画の協議を行っているところでございます。

なお、特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活するよう国に求めることにつきましては、現在、国の補助金はありませんが、これにかわるものとしまして、1床当たり400万円の国からの補助が行われておりますので、要望するようなことは、現在のところ考えてはおりません。

○京増藤江君

やはり、これから高齢者の増加を見込んで、入所が必要な方々がきちんと入所できるような、そういう計画をぜひ立てていただきたいこと、そして皆さんの要望に応えるように、これは強く要望しておきたいと思います。

そして、社会保障制度改革推進法の廃止を、国に強く要求していただきたいと思うんです。

政府は、社会保障費を削減しようと血眼になっています。公的介護の充実は経済成長にも貢献すると政府自身が認めているんです。それにもかかわらず、社会保障費を削減すること

は許されません。

政府の「産業連関表」によれば、介護は、全産業の中で最も雇用誘発効果が高い分野であるとしています。介護従事者の処遇改善は、雇用の拡大と所得増、消費活性化の好循環を地域にもたらしていく。八街にもたらしてくれる。また、介護施設の増設は、地元の建設業の仕事を増やし、関連産業の生産を誘発する。八街市で言えば、農産物の消費拡大につながっていく。今議会において、人口減に関する答弁が4回ありました。大問題になっている人口減です。

高齢化のピークとされる2025年に向けて、介護の提供基盤を強化することこそが、市の経済成長や財政再建に道を開いて、人口の減少に歯止めをかけると思うんです。八街市は介護が安心、そして仕事もある。住むなら八街である、こういう八街にするためにも、私は社会保障推進法に断固反対していただきたいと思います。このことを強くお願いしておきたいと思います。

そして、時間がないので、最後に、道路問題について。

富士見住宅地先の4区2号線の舗装について、ここも一部舗装されているんですけど、未舗装の砂利の部分ではでこぼこで、不便な生活道路になっています。

舗装を求めますが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市道4区2号線は、市道の認定幅員の狭い箇所もありますが、周辺住民の方々が生活道路として利用されている道路でございます。平成16年度に舗装を行うための境界確定は行っておりますが、今後の整備につきましては、区からの要望状況、市全体の優先順位等も考慮し、財政状況も十分勘案しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

ぜひ舗装をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、今議会で、「土地の埋め立てなど土砂等の規制に関する条例」が見直しされ、一層強化されようとしています。許可をするにあたり、遵守・指導できなければ条例は生きたものにならない。この間、周辺住民、また隣地への被害を発生させる埋め立てが行われており、市当局の姿勢を質すものであります。

まず、（1）埋め立ての許可についてであります。

平成21年8月11日、また平成23年8月1日に埋め立て許可が出た、2区光明坊地先の2カ所で、約3ヘクタールの大規模な埋め立てによる農地造成が行われ、その結果、大雨のたびに住宅地の道路が冠水し家から出られない、あるいは隣地の農地に雨水が流れ込み、

作物への被害などが発生しているわけであります。

これにつきましては、先ほど市長、また農業委員会、経済環境部長のお手元に被害の写真をお届けしたところであります。

まず、最初に質問いたしますのは、①農業委員会の役割についてお伺いしたいと思います。

私は、この質問にあたりまして、農業委員会会長を答弁者として要求いたしましたが、今日はこの議場にはおられません。なぜ農業委員会の会長が見えていないのか、理由をお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それでは、丸山議員さんのご質問で、なぜ農業委員会の会長が、出席要求をしたにもかかわらず、本日ここには出席することができないかというご質問でございますが、これにつきましては、以前より、丸山議員より出席要求を受けているということで、会長にその旨は伝えてございます。

ただ、会長は、私が農業委員会に参りましてから、体調が大分よろしくないということは伺っておりまして、逐次、各公の席、総会の席につきましても欠席がちであって、身体的には大分苦しい状況は感じております。

そして、本日、この席に臨めなかった理由につきましては、本当に体調が悪い中であって、どうしても体をここに運ぶことができないということでの連絡がございまして、本日、私が成りかわってご答弁させていただくという形をとることになりましたので、ご了承くださるようよろしくお願いいたします。

○丸山わき子君

農業委員会の会長は体調が悪いということで答弁に来られないという答弁でございましたけれども、今回、農業委員会の事務局長も新しくなられた方で、本当に答弁していただけるのかなという、大変不安な中での質問でございます。

まず1点目に、農地を守るのは農業委員会の役割、仕事であるというふうに思います。今回、先ほども写真をお示ししましたがけれども、優良農地を作るために、隣地に被害が出るような埋め立てをなぜ認めたのか、どのようにお考えでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それでは答弁いたします。

まず、農業委員会の役割ということ全般になりますが、農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律により市町村に設置され、農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等の法令業務と農地等の利用集積、効率的な利用促進、農業経営の合理化、賃借料情報提供など、農地に係るあらゆる業務を行っております。

その中で、効率的な耕作を行うための農地造成は、隣地農地に被害が出ないことの確認などを行い、適切な農地転用事務に努めているところであります。

ご指摘のあった農地造成に係る案件については、隣接農地所有者から「排水については考

慮してほしい」との意見が出され、これを踏まえての農地造成の計画が提出されたところがあります。

本計画について、農業委員会部会・総会で審議したところ、優良農地を作り、かつ隣地農地に被害が出ないものであることを確認し、許可したものであります。

また、被害の発生についての主な要因として考えられるのは、今年の台風26号による300ミリという記録的な降雨量が起因しているものと考えられます。

なお、これにつきましては、当事者に、実は担当課が一度お邪魔しまして、当案件につきましては係争中とのことなので、その事態については推移を見守ってくれということでございましたので、そのような対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○丸山わき子君

今、るる答弁をいただいたところなんですけれども、県の農地転用の事務指針では、農地造成の審査基準として、「周辺農地の農業生産条件への悪影響、水道路の分断、機能の低下を招く恐れがないこと。埋め立ての高さは、周辺農地に悪影響を与えないようにするとともに、耕作条件にも留意し、必要最低限のものとする」と、こういった指針があるわけなんですけれども、こういった指針に沿った検討がなされたのかどうか、その辺はどうなんですか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それではお答えいたします。今、丸山議員さんがおっしゃったことは、誠に、審査要件の基準の中で重要な箇所でございます。これにつきましては、当然ながら、当案件につきましては、慎重を期するというので、担当委員だけではなく、部会を構成する中での複数の委員の集まりの審議会ですが、そこで調査を行ったものでございます。

なお、私はその当時、実際に携わってはおりませんが、実際の調書並びに担当の話を伺ったところをみますと、明らかにそういった隣地農地への被害があってはならないことが前提でありますので、先ほど申し上げましたように、排水については十分考慮してくれということ踏まえての計画が決されて、その計画をもってあれば、市全体として、農業委員会の役目としては、優良農地を作らせていくこと、また農業生産者の向上を目指す中においては、市全体の農地の向上を図る中であって、そういったものの計画が問題ない上での計画であれば、認めていくものであるべきものということ部会で審議され、また総会でもそのような記録もされておりまして、許可相当ということで県の方へ進達し、県の方で許可ということの決定がなされたものです。

以上でございます。

○丸山わき子君

優良農地を確保するというのが、先ほども申し上げましたけれども、農業委員会の仕事なんですけど、今回の農地造成によって優良農地が優良農地ではなくなってしまった。このことが問題なんですよ。

それで、今回、2回目の埋め立てに関しましては、平成23年8月1日の許可となっているわけなのですが、同意書は、この許可の数日前の7月26日に提出されていると。既に6月の農業委員会で審議された後の提出なんですね。1カ月後です。この時点で、隣接者への確認はなぜしなかったのか。そこが問題だと思いますね。

事務局長も当時いなかったもので、それをあれこれ聞いても、もう答弁にならないので、伺いません。

問題は、申請者の書類のみをうのみにした審査であってはならない。農地を守る農業委員会の役割を果たせないのではないかと、申請者の書類のみではね。今後、隣接者への説明、同意書など、独自の調査を実施して、また県の農地転用の事務指針を重視して、使命を持って審議することを求めますが、その点はいかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

議員のご指摘に対してお言葉を返すようなことというのは趣旨ではないんですが、現在、私、以前に行われた今回の許可事務の案件の処理の対応については、問題があったところがあったかという、私はないというふうには考えておるところでございますが、ただ、議員の言われるように、このような慎重を期する案件につきましては、今後、十分な隣接地への被害、またそういったものを十分検討し審議しながら、意見を出し合って慎重な審議をした上での決定等はしていきたいというふうには考えています。

○丸山わき子君

だから、慎重な審議をするためには、申請者から出た書類だけを審査するのではなくて、隣接する農地の所有者、そういう方々からも意見をきちんと聞く。そういう中で審査を進める。これが本来ではないかということを行っているんです。このように今後進めていただきたいと、このことを言っているんですが、そのことについてだけ答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

そこら辺のところにつきましては、十分細心な注意を持ちまして対応していきたいというふうには考えています。

○丸山わき子君

農業委員会の役割を果たすためにも、申請者から出た書類だけの審査ではなく、隣接する地権者の意見も十分聞いていただき、その対応をしていただきたい。このように思います。

次に、市長に伺います。

②同意書のあり方についてお伺いするものであります。

この埋め立てに際しましては、住民説明会は一切開かれておりません。個々に説明をしたというのが経過であります。そして、対象となる隣接者の一人の方には、高さ1メートルの盛り土ですよ、また、もう一人の隣接者には、境界のところまでそのまま傾斜を付けて、道路脇に排水路をつくって排水対策をとりますよという話をしたと。両方の隣接者はこの話を信頼して、同意書（承諾書）に署名したという経緯があるんですね。

しかし、この埋め立ての事業が進む中で、説明と計画が違っていた。こうした事業への同意書は無効とならないのか。その辺について、市長はどのようにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

同意書のあり方について答弁いたします。

埋め立てにつきましては、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例及び規則等をもとに関係書類を提出されたものにつきまして、関係各課の意見をもとに特定事業許可書を交付しております。

この場所の申請内容につきましては、一番高い場所で約1.9メートル、一番低い場所については約0.3メートルの盛り土、また、排水路につきましては、申請地南側と東側の民地との隣接地に、素掘り水路を掘る計画になっておりました。

市といたしましては、近隣住民の承諾につきましては、条例及び規則等をもとに埋立を行う区域の隣接土地所有者の承諾が必要となっております。

なお、今回の申請につきましては、承諾書が提出されていることから、隣接土地所有者に関しまして、申請内容のとおり事業者から説明を受け、十分理解され承諾書が提出されたものと考えまして、受理したものでございます。

○丸山わき子君

ちょっと待ってよ、その話はおかしいよね。これは、先ほども申し上げましたけれども、実際には、これは許可が8月1日に出て、近隣の農地の隣接者の方は7月26日に承諾書（同意書）を出しているんです。同意書に基づいた審議はされていないということなんです。

私が市長にお伺いしたのは、埋め立ての計画と実際が違うと、そういうものに対して、同意書と無効ではないかという質問をしたわけですね。

この許可に対して、隣接農地の所有者は、この同意書への押印の説明と実際の工事が違っていると、このことについて、市長に、同意書は無効であるという陳情書を出しています。事業者側も、市職員が現場に立ち会った際、説明が異なっていたことを認めたわけです。市側もそれを確認している。しかしながら、埋め立てを中断することなく、そのまま続けさせてしまっている。こういう、大変ななあ、まあまあの埋め立て行政が進められてきたというのが事実なんです。結果は、先ほど見ていただいた写真のとおり、隣地の農地は水浸しになって、作物に被害が出る。このような状況があるんですね。

そこで私は、市長に、このように計画と実際が違う場合は、直ちに工事を中止させる、埋め立てを中止させる。そして許可の取り消しを行うべきであったと思いますが、市長はいかがお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

丸山議員につきましては、計画変更の許可についてというふうに思います。

答弁いたします。

○丸山わき子君

いや、違うよ。計画変更ではない。そのまえ。

○市長（北村新司君）

その件につきましては、先ほど答弁しましたとおり、隣接所有者に関しましては、申請内容のとおり、事業者から説明を受け、十分理解されて承諾書が提出されたものというふうにご考えまして、受理したところでございます。

○丸山わき子君

答弁になっていないじゃない。実際に埋め立てをやりました。計画とは全く違っていました。そういうことに対して、不正をやっているわけですよ。そういう不正に対して、厳しく対応しないのかということをお前は質問したんです。なぜ、そのへんてこりんな答弁になっちゃうんですか。お前は聞いていない、そんな答弁は。

だから、計画と違う埋め立てに対しては、市はどういう態度をとるんですかと、もう一度聞きます。

○市長（北村新司君）

この件につきましては、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例及び規則等をもとに、関係書類を提出されたものになりまして、各関係課の意見をもとに特定事業許可証を交付した中での判断でございます。

○丸山わき子君

それが違うと言っているでしょう。事業者側も、計画とは違う内容で埋め立てをしていますということをお認めなんです。市もそれを確認しているわけなんですよ。そんな、なあなあのような埋め立てのやり方であっていいんですか。何のための条例なんですか。こんなことは絶対許されませんよ。計画と違っているのであれば、毅然として見直しをさせていく。そういうことをしないから、先ほどからも言っているように、よその畑が、隣接する畑が水浸しになって、作物が被害に遭っているわけなんですよ。こんななれ合いの行政はあってはならない。そういう点では、ある意味では不正ですよ。工事は中止させて、直ちに計画を作り直す、こういうことを求めるべきであるというふうに思います。

次の③計画変更の許可についてです。

こういうような状況ですから、何をやるにもいいかげんなんですよ。事業主が事業の途中で高くすると言っていた場所を低くしましょうということで、そういう計画変更をしているのにもかかわらず、市は軽微な変更でいいですよと指導しているんですね。軽微な変更どころではないですよ。土砂の量、面積、それは変わらないけれども、高さが変更になるわけですから、これは計画変更をきちんとしていくべきだと。一つ一つそういうことを押さええないから、いいや、いいや、なあなあになっていってしまう。

隣の山武市は、軽微な変更は一切認めない。当初の計画と違ってくる場合は、全て計画変更の認可とするようにしているわけです。八街市のなあなあ、いいやいいやのこんな行政から脱却するためにも、ぜひ、こうした軽微な変更は一切認めない。一つ一つ丁寧に許可変更、その手続をとっていくべきだというふうに思います。市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則第9条は、軽微な変更につきまして明記されておりまして、5号に、特定事業に使用される土砂等の量の変更で、当該土砂等の量を減少させるものに限るとあり、今回の変更内容につきましては、土砂等の量の減少にあたることから、軽微変更で問題がないというように考えております。

なお、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えた場合には、変更許可の申請が必要となります。

○丸山わき子君

市長、私の質問に対してきんと答弁されていないでしょう。

私は、軽微な変更でも一切認めないということが、今の八街市には必要なんですよということを申し上げたんですよ。

隣の山武市は、きちんと軽微な変更も認めない。当初の計画と違ってくるときは、改めて計画変更の認可を出していただくと、厳しく対応しています。八街市もそれくらいの対策、対応が必要であるというふうに思います。

市長、もう一度お答えください。軽微な変更を一切認めないという、そういう取り決めをしていただきたい。いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

第9条の（5）でございますけれども、「特定事業に使用される土砂等の量の変更、当該土砂等の量を減少させるもの」というふうにならざるを得ないところでございますが、今、丸山議員から山武市の条例を参考しながら、八街市ももっと前への、その軽微な変更につきましてのもう少し慎重な審議、そしてさらなる審議を求められたところでございますので、しっかりと今のご意見を賜った中で、今後、軽微な変更につきましては、八街市にさらに合うような内容につきまして、山武市の条例を参考にしながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○丸山わき子君

ぜひ前向き対応をいただきたい。このように思います。

それで、④埋め立て後の状況把握についてであります。

先ほども写真を見ていただきましたけれど、大変な被害が出ていると。この埋め立ての結果、隣接の地権者それぞれに、高さ1メートルの盛り土だよと言ったところは2メートル50になっちゃったと。それで風通しが大変悪くなっている。大変その耕作環境を悪化させているわけです。それから、排水を作るよということでありましたけれども、畑にはどんどんと水が入り込んでくる。

このような状況であります。こうした許可というのは妥当だったのかどうか、その辺について伺いたします。市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特定事業許可申請の中の雨水対策につきましては、事業区域内で盛り土をした部分に堰堤を作り、また、法面下に素掘りを実施し雨水の流出防止を図っております。

また、隣接農地と同じ高さの部分につきましては、事業区域内に雨水が浸透することにより、素掘りの必要性がないものと考えております。

以上のことから、今回の申請につきましては妥当であると判断したところでございます。

なお、事業完了後につきましては、土地所有者の責任におきまして適正に管理されているものと考えております。

○丸山わき子君

ちょっと待ってください。先ほど市長にお見せした写真を見て、それで本当に妥当だったと言えるのでしょうか。

私が、今、市長の答弁を伺いまして、啞然としました。このような被害を出すような埋め立てを二度とさせてはならないという答弁が返ってくるかと思いましたが、私は、本当にその埋め立て行政がいかにてたらめであるかということが、ここで明らかになったと思います。絶対このようなことは二度と繰り返してはならない。このように思います。

私は、市の条例のさらなる強化、それから市自体がこの条例を守り、徹底した指導をしてかなければならない。このことを改めて強く思ったところであります。ぜひ、市長、このなあなあ、まあまあのこうした埋め立て行政をもっともっと厳しく対応するよう、求めるものであります。

次に、(2)埋め立て地周辺の排水対策についてであります。

これは、①西林・瓜坪地先の冠水対策であります。

ここも埋立地によって、市の道路が、またさらなる隣の農家の農地が大雨のたびに冠水してしまう。そういう意味では、3年前に浸透貯留施設が作られましたけれども、これは今ではほとんどその能力が失せている状況であります。抜本的には、この水を外に流すということが必要であります。早期解消を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

西林・瓜坪地先の冠水箇所につきましては、埋め立て事業の影響によりまして、流末排水がない一番低い道路の部分が冠水する状態でありました。

そのため、平成21年度に、排水対策として浸透貯留槽の設置を行いました。落ち葉や土砂の流入等により機能が低下しておりますので、清掃等のメンテナンスを行い、機能回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、抜本的な冠水解消をするためには、流末までの排水路を整備する必要があります。多額の費用を要することから、今後の状況等を見極めながら、整備手法等につきまして検討してまいりたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

これは、もう20年以上もこのような状況が続いております。これは地域住民の皆さんに

とつても、もう耐えられない状況であります。ぜひ、この排水対策を最優先に検討いただきたいということを、まず申し上げておきたいと思えます。

○議長（林 修三君）

質疑中ではございますが、ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

桜田秀雄議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

それでは、一般質問を引き続き行います。

○丸山わき子君

それでは、2、教育問題。

(1) 教育行政の自主性をということで、これは教育長にお伺いするところであります。

①教育委員会制度について。

今、国会では、教育委員会のあり方を根本から改めようとする地方教育行政法改定案なるものが審議されております。この改定の内容は、教育委員会を代表する教育委員長をなくしてしまう。そして、教育長に対する指揮監督権をなくす。地方自治体の教育政策の方針となる「大綱」はその市町村の首長、八街市で言えば市長が、国の方針のもとに決定をする。そして、教育委員会は、今は独自の行政機関となっているわけですが、これは独自の認められなくて、市の行政に従属させるという内容となっています。

憲法のもとでは、こうした政治権力による教育への介入・支配は厳しく戒められているところでありまして、教育行政の自主性に対して、とんでもない方向に行ってしまうのではないかと、私は危惧をしておりますが、教育長の見解を伺うものであります。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置されておりますが、この法律が現国会で改正される見込みとなりました。

改正の趣旨として、教育の政治的中立、継続性・安定性の確保をしつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためとされています。

改正の概要は、1点目は、教育行政の責任の明確化として、現教育長と教育委員長を一本

化した新教育長の設置など。2点目は、首長による総合教育会議の設置、教育の振興に関与する大綱の策定など。3点目は、国の地方公共団体への関与の見直しとして、いじめによる自殺防止対策等、緊急の必要性がある場合の文部科学省による指示。4点目は、会議の議事録の公表の努力義務などが規定されております。

今後、八街市教育委員会としましても、改正の内容に沿った対応、体制づくりを行う必要がありますが、政治的中立、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとされております。

また、大綱の策定にあたりましても、現在策定中の「教育振興基本計画」、「八街市総合計画」を踏まえた内容になるものと考えておりますので、執行にあたって大きな影響はないものと考えております。

なお、合議制である教育委員会の特性を反映した自主性の確保とともに、首長と教育委員会による総合教育会議などとおした協議・調整、連携強化に努め、よりよい教育行政の実現に努めてまいります。

○丸山わき子君

今、教育長は大きな問題はないんだという答弁をされました。

しかしながら、この地方教育行政法の改正にあたって、参議院の文教科学委員会が、5日に、名古屋市と静岡市で地方公聴会を開いたわけです。そこでは、実際に首長から学力テストの結果を公表しなさいというようなことを言われたその学校長が、政治的介入が学校現場を混乱させている。実際にはそういうふうには首長の一言によって、学校現場が大変混乱してしまうと、あるいは教育委員会の職務権限に属することが首長の意向に飲み込まれてしまうんだ。そういうことはないというふうに、今、教育長は言われていましたけれども、実際には、公聴会の中で現場の声が上がっているわけなんです。

それと、これは全国都道府県教育委員長協議会、また全国都道府県教育長協議会、ここでも、地方の教育行政のあり方について、一方的な押しつけ的な内容になってはならないということを行っているわけなんです。

この見直しの本当に根本的な内容は何かと言いますと、今、安倍政権のもとで、太平洋戦争を「アジア解放のための戦争」と教える歴史逆行の特異な教科書の押し付けが強められています。しかし、多くの教育委員会は、その教科書に対して「ノー」ということで、受け入れていないのです。そんな教育委員会に力を持たせてはならない、もっと弱体化させるために、首長に権限を持たせ、国の方針をスムーズにもっと通そうじゃないかと。そのためにこの地方教育行政法の改正がされようとしているわけです。

私は、教育というのは、子どもの成長、発達の場で、自由や自主性が不可欠であると。戦前の教訓を踏まえて、この憲法のもとでは、政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められてきたわけです。それを覆すというわけですから、とんでもないことだと思いません。教育委員会の独立性は奪われると。国や首長が教育内容に介入する仕組みづくりをしていくという点では、憲法の保障する教育の自由や自主性を損なうものであると。これは、私

は、どこの教育長も頭を悩ませていることだと思います。ぜひ、これは国に対して、厳しくこれは断固許さないという、そういう姿勢を貫くべきではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

国の制度の改正、このことに関して、私どもが何か言う立場にないというふうに考えております。

今、答弁申し上げましたように、制度の中で、教育委員会の自主性に配慮しながら、教育行政を進めてまいりたいと思っています。

○丸山わき子君

自主性はなくなるということを言っているんですよ。自分たちはそういう立場にないと言いますけれども、地方の教育行政をどう守るのか、自主性をどう守るのか、そういう立場に立つのであれば、言わざるを得なくなってくるというふうに思います。国の言いなりになった教育行政では、戦前の教育を繰り返すことになるのではないのでしょうか。

私は、こうした容認性を示す教育委員会に対し、厳しく批判したいと思います。

時間がございませんので、次に（２）学力テストについてであります。

①調査結果の公表について。

これは、先日の答弁の中で、公表しないということを言われました。私は、これは高く評価したいというふうに思います。

この学力テストの結果の分析をどのように活かそうとしているのか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問４、小山栄治議員に答弁いたしましたとおり、本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、４月２２日に実施され、今後、文部科学省により取りまとめられた結果が８月下旬に通知されます。

本調査の結果の公表につきましては、文部科学省の実施要領に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表が本年度より可能になりました。

しかし、八街市教育委員会では、学校の序列化や過度な競争が生じることへの影響に配慮した上で、公表しない方向で検討しております。

なお、八街市教育委員会では、「教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる」という本調査の目的に基づき、教育委員会及び各学校で結果を分析し、その後の授業改善、学力向上につなげているところです。

本調査のみならず県標準学力検査等、各調査の結果をもとに、今後も児童生徒の学力向上に努めてまいります。

○丸山わき子君

私は、豊かな学力を形成する学校づくりのために、それぞれの学校が何が必要なのか、ま

た教育委員会はどのような支援が必要なのか、明確にこれはしていく必要がある。学校によっては、もっと教員を増やさなければいけない、そういった状況になっていくかと思います。ぜひ、そういった意味での積極的な取り組みを求めるものであります。

次に、(3) 子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

①子どもの貧困対策の具体化を。

政府が発表しております相対的貧困率、これは2009年ですけれども、15.7パーセント、6人に一人の子どもが貧困状態であるということが発表されています。子どもは将来を担う社会の要であり、貧困の連鎖を食い止めなければならないということから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」というのが、今年1月17日に施行されました。

このことにつきましては、各地方自治体が、子どもの貧困対策を総合的に策定して、実施しなければならないということで義務付けているわけですけれども、貧困対策実施に向けての市長の見解を伺いたい。あわせて子どもの貧困対策検討会の設置を求めるが、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念は、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、教育・生活・就労・経済的支援等の施策が推進されなければならないとうたわれ、地方公共団体には、国と協力しつつ地域の実情に応じた施策を実施すること等が責務として定められております。

平成26年3月末日現在、生活保護法に基づき保護の決定を受けた方が934名、うち18歳未満の方は113名、被保護者全体の12パーセント、また、ひとり親家庭等医療費助成の18歳未満の申請者は、平成25年度実績で1千78名、18歳未満人口の9.8パーセントとなっております。

被保護世帯につきましては、担当職員が定期的にその居宅を訪問し、被保護者の希望や生活状況に応じまして、生活や就労の相談に応じるほか、就労支援相談員の相談につなげる等の支援を行っております。

このほか、平成24年度からは職業安定所と協定を締結し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」として、被保護者のみならず児童扶養手当受給世帯等の就労支援につきましても、相互連携が図られるよう取り組んでいるところでございます。

子どもの貧困対策については、今後、福祉、教育部門で連携し、具体化すべく取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（林 修三君）

時間となりました。

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、改革クラブ、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

こんにちは。古場正春でございます。

時間を1時間20分いただきましたので、たっぷりとはいきませんけれど。

2月16日に震度6強の地震が発生したということで、皆さんお集まりになりましたけれど、震度6強の地震というのは、どういうものか全然理解していないんだと思っています。ただ集まっただけで、本当の危機感というのがないですね。どれだけの被害が出て、震度6強が来ると、どういう街になるかということも、全然気付いていないのではないかと、そのときに思いましたよ。トップの本部長の市長も、ただ、あらわれて挨拶ただけで、電気が消えているのに、ハンドマイクも使わないで、そこら辺は後でお話をしますけれど。

人間というのは、先ほども台風が八街に昨年来たというお話がありましたけれど、私は生まれが九州長崎なんですけれど、三つ子の魂百までと言われますけれど、3歳、4歳のときに戦争が始まった。それで空襲警報とやったら、防空ごうにばあっと逃げ込んで、要は自分の身を守ると。それで大人は身を守ったらほかの人に手を差し延べて助けてやると、そういうことをやってきた。それで、5歳のときにピカドンといいますか、ドーンと来て、原子爆弾が投下されたんですけれど、そういうときの町、村、市民のこの怖さというのですか、何にもわからない、今まで何もなかった爆発の音を聞いて、本当にお互いにみんなが、村があわせて協力して生きていかなければいかんということは、5歳の身だったんですけれど、よく覚えております。

それで、毎年毎年台風18号、19号、20号、大体22号が大きな被害をもたらすのですけれど、これが毎年なんですね。崖は崩れる。道路は壊れる。川は氾濫する。そのたびに一人ひとりが命を助ける、守ると。それでみんなで協力して人を助けると、そういうつながりというのが自然と来るんです。被害に遭ったそこの方にまた協力すると、そういうのをずっと植え込まれてきた。それで、高校2年のときに諫早水害があったんです。その後に長崎水害とありましたけれど、その悲惨さ、本当に大変なことなんですね。道路に家が建っているんですよ。田んぼの中に家が建っている。その頃はあまり自動車はなかったんですけれど、自動車だって田んぼの中に止まっているんですよ。長崎水害のときは車もいっぱいありまして、もういろんなところに車が止まっている。川でも。道路は車が止まるのは当たり前なんですけれど、田んぼでも畑でも。それで、家も畑の中に建っている。それで、屋根というのと、どういうふうになっているかというのと、四角い穴があいているんです。それでそこへ水が入ってくるんですから、その屋根を壊して、そこから屋根に出て、火事場のばか力といいますか、本当にそのときの力というのは相当なものと思うんですよ。それで、お互いに屋根に出て、お世話になりましたと、さよならと言いながら、長崎へ行って、田んぼの中に建っている。そういう危機感というのを、いつも持っていた。

それで、2月16日の地震対策のときに、パッと見ましたら、そういう危機感というのが全然ないんですね。自慢じゃないですけれど、私はヘルメットをかぶって軍手をはめて、首にはタオルと合図をするときの笛、それから安全靴を履いて参加させていただいたんですけ

れど、これで八街市は市民を守れるのかと。

そこで質問なんですけど、震度6強の地震発生の際、八街市は7万3千人の命を守れるか、というのが地震対策の1点目でございます。

それから、教育問題。

秋になると小中学校は運動会が始まります。子ども主体で一生懸命頑張っているわけです。それで盛り上がっているそこに市長さんが参りまして、「ちょっと待って、静かにしなさい。市長の言葉があります」ということで、その際の挨拶はいかななものかということ、お伺いいたします。

2番目に、教育長の教育方針、また道徳教育はできるのかということ、質問させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1. 地震対策について答弁いたします。

災害対策における自助・共助・公助の割合を申し上げますと、一般的に、全体を10割とした場合、自助7割、共助2割、公助1割と言われております。災害対策における自助とは、「自分の身を自分で守ること」であり、共助とは「お互いに助け合うこと」であり、公助とは「国・県・市などの応急対策や支援」のことです。

大きな地震が発生した場合には、警察、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合、消防団、市その他の関係機関が連携をして災害対応にあたることになっておりますが、これらの関係機関による公助だけでは、市民全員の安全を守ることは難しいものであります。

市民全員の安全を守るためには、市民一人ひとりが日頃から自分の身を守るための自助の取り組みと、自分たちの街を自分たちで守るための共助の取り組みを実践していくことが重要であり、そのためには、自助・共助の重要性を市民の皆様方に理解していただく必要がございます。

本市としましては、市民に自助・共助の重要性を理解していただく施策の1つとして、自主防災組織の結成促進を図ることとしており、防災担当職員を地域の会合等に出席させ、自主防災組織の必要性について説明させているところでございます。

議員の皆様におかれましても、大きな地震が発生した場合には、市民の被害を最小限に食い止めるため、自主防災組織の結成促進にご協力いただけるようお願いいたします。

次に、質問事項2、教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、小中学校の運動会に限らず、私は市を代表する者として、さまざまな催しにご招待をいただいております。ご招待をいただいた折には、招待する側がどのような活動をしている団体なのか、あるいはその団体と行政との関わりや、催し物の趣旨などを総合的に勘案して、市長として招待に応ずるか否かを判断しております。

さて、小中学校の運動会に学校側から招待を受けた際には、公務に支障がない限り、できるだけ出席させていただいております。本来であれば、開会式から出席でき

ればよいのですが、公務遂行上やむを得ず途中からの参加になる場合がございます。このような場合において、主催者側から来賓として挨拶を求められたときには、できるだけ進行に支障が生じないように、区切りのよいところでご挨拶をさせていただいており、また、挨拶もできるだけ簡潔にさせていただいているところでございます。

今後におきましても、運動会等において挨拶を依頼された場合には、参加されている皆様にご迷惑にならないよう留意してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項2、教育問題について答弁いたします。

(2) ですが、八街市の教育目標は、「夢を抱き心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成」です。夢を抱きたくましく生きるためには、「確かな学力」と「心身の健康」、豊かな心は「道徳教育」を中心とした心の教育が大切と考えます。特に「道徳教育」に関しましては、千葉県の道徳主題であります「いのちを大切に作る心」を中心に、「他人を思いやる心」「きまりを守ろうとする心」「ふるさとを愛する心」等について、幼小中高連携教育と、各中学校区、地域の人々との関わりを重視しながら、教育活動全体を通して児童生徒の心を育てていこうと考えています。

そのために、八街市では、「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」「教職員の指導力の向上」「家庭や地域との連携」の3点から道徳教育を推進してまいります。

（「答弁が違ってきますよ。これ、質問と答弁が違いますよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

議事を進行します。

○古場正春君

この震度6強の地震の件ですけれど、八街市7万3千人を守れるのかということは、先ほど各警察、消防、連携しながらと言われましたけれど、佐倉市も八街市も印旛もみんな地震がきているわけです。だからよそ事じゃないんですね。自分のことは自分で本当に守らなければいけない、警察と消防だって。

自前の自慢話じゃないですけれど、私の家に入ると、ヘルメットと笛はいつも下げてあります。それを持ってすぐに出動できるようになっているんですね。だから、一人ひとりがいつでも協力体制ができるようにやっていきたい。

それで、関東直下型地震があると、また東南海、富士山の爆発というのが報道されておりますが、2月には訓練をやりましたけれど、そのときからなぜこの震度6強の訓練をやらなかったのか。そのときからやっていると、もう10回ぐらいやっておかないと、いつ来るかわからないわけですね。あまりのんびりし過ぎる。あの2月16日の姿を見ても、この直下型が来るという情報から、もう本当にのんびりし過ぎているんです。いかがですか。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。古場議員さんがおっしゃるとおり、2月の防災訓練、あれは1回目の試みではございました。私どもの防災計画に基づいた、まず第1回目の防災訓練ということ

で、市を挙げて実施するという中で、私どもの方も、直接的に本当に危機感がないと言われれば、お叱りをいただくところなのかもしれませんが、まず、私どもの防災の中心となるところがどういった形で市民の方を誘導し、また市民の方々にこの危機感を持っていただけるというところから、まず始めなければいけない。そういう中で、第1回目が行われたわけでございます。

古場議員さんがおっしゃるように、体制とか、こういうものも反省点が非常に多くあるとは思いますが。こういうものを今後活かしていきながら、また今年度も実施する予定でございますし、なおかつ地区、また最終的に、先ほど市長の答弁もありましたが、まず自助が7割を占めている中で、それぞれの皆様方が自分を守るまず第一段階の自覚をしていただくと。それからまた地区の方々が協力をしてみんなで守ろうという力、それに対しまして市がどれだけ援助できるかというところを組み立てていきながら、八街市全体が危機感を持った対応ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○古場正春君

だから、さっきも言ったけれど、もう今来るんだというような危機感を持っておかないといけない。のんびりしていますよ。それで、八街市は幸いに地震被害がない。吹いても砂ぼこりです。砂ぼこりがたっても今まで黙って見ていたんです。自然災害だということで。砂ぼこりがたたないような方針を何で今までやらなかったか。これは別にやるんですけれど。やはり、何かあったらそれに対応すると。それで地震が来るんだと言われているんですから、地震が来て、市民を守るにはどうするんだということを、もう10回ぐらいやっておかなきゃいかんということを、私は言いたいわけです。のんびりし過ぎです。

それから、この震度6強の地震が発生したんですよ。先ほども言ったけれど、そのときは、電気は停電、家屋の倒壊、方々で火災が発生している、そういう通知が来たわけです。それなのに、普段の格好で来たということです。それから、電気が止まっているのに、コードリールを引っ張ってマイクでしゃべる。停電なんですよ。市長、どう思いますか、それ。

○市長（北村新司君）

先般の訓練につきましては、まず服装につきましては、古場議員がヘルメット、そして重装備ということで駆け付けていただきました。そのことにつきましては、私どもも古場議員の緊張感に対しまして改めて敬意を表するとともに、私どももそうした緊張感を持たなければいけないというふうに、今反省しておるところでございます。

今後とも、今般できました地域防災計画に沿った中で、市民のために、そして警察、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合あるいは消防団、その他の関係機関と連携しながら、地域防災計画にのっとり、市民のために私どもは全力を挙げて八街市民を守るよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○古場正春君

これは何でもそうですけれど、言うの簡単。言うのは簡単なんです、本当に。いわゆる答弁を聞いていますけれど、立派なことを言っていますよ。この前の丸山議員も怒ってしま

たけれど、（笑声）いいかげんな答弁をやっていると。答弁、言うのは簡単です。何でそこに実効性がないのかと。

それでまた1つ聞きますけれど、あのとき、6強の地震、何でヘルメットをかぶって、軍手をはめて、安全靴を履いて、防災訓練に市長は何で。何で市長に言っているかという、本部長でしょう。災害が起きたら市長が先頭に立ってやるわけですよ。その長が、ああいう格好とことはどう意味ですか。ちょっとお願いします。同じことなんです。

○市長（北村新司君）

確かにそのとおり、緊張感、その部分で、先般の訓練につきましては反省点も多々ございます。そうしたことを、今後の防災訓練に活かしてまいりたいというふうに思っております。

○古場正春君

本当に、これは訓練だけじゃなくて実際にやってみる。やるんです。言葉だけの、計画上はこうなっているんじゃないで、実際に実行すると。火災が発生した、家屋が倒壊して、その中にブロック、家からここまで歩いてくると4カ所ぐらい大体ブロックが壊れるところがあるんですよ。これは絶対壊れます。そういうところを通っているとき、ブロックが倒れてきた。両方から来るときもあるんです。そうしたら本当に生き埋めになっちゃうんですね。だから、そういうところのブロックを地震で倒れないように、補強するように市民に協力していただきたい。

それと、地震が来ました。市役所に6以上のときは集合しなさいと言われてますよね。そのときに、自分の家の食器棚、タンス、長持、全て倒れるわけです。倒れたらどうなるかという、その中の茶わんや井、何から何まで散らばります。家具を固定していればいいんですけど、それが倒れる、そうすると、市役所に来なさいといっても、来られないです。

この前は500人近くの人が見えたけれど、もしも地震が発生したら、八街市は何人ぐらいが市役所に来られるようになってますか、大体。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。職員は500名、もちろん保育園ですとか幼稚園の教諭等も含まれた人数で概ね500名ちょっとおりますが、この中で、昨年の防災訓練の際に、まず八街市在住者と市外の職員数は概ね今は半々でございます。大体250名強が八街在住者。八街在住者と申しあげても、駅周辺の方から二州小学校近くの十何キロメートル離れた職員もおります。また、市外としましても、例えば山武の大木あたりですと、二州小学校学区の方よりも近いかと思えます。

そういったところで、例えば概ね3キロ、4キロは、先ほどおっしゃっていましたが、まず自宅の状況を確認した上で、自分の子どもさんが下敷きになっているのに、それを置いてまで来るとことはまずあり得ないと思いますので、そういった中で集まれる人数がどのくらいかというのは、これは本当に危機感を持った形での調査をしなければいけないですし、実際、本当にそうなったときに、初期で何人が集まれるのかということについては、今後、実際の訓練と申しますか、歩いてきたら1時間、2時間かかる方もおりますし、そういう災

害でしたら電車、交通網は全部ストップしていますので、そういったところを踏まえて、今後調査といたしますか、数字的に出していかなければいけないんだなというのは、実感しております。

○古場正春君

今の話を聞いていると、一人も助けられないということに聞こえますよね、市民を。

それで、先ほどの家具の件ですけれども、執行部に聞きますけれど、家具を固定している人、倒れないように、地震が来たときに。一人、二人、三人、四人、わかりました。ほかの人は出勤できないんです。それと、今手を挙げた人は何人いますか。教育長、冷蔵庫はどうしていますか。

○議長（林 修三君）

議長を経由して質問してください。

○古場正春君

教育長にお伺いしますけれど、冷蔵庫はどんな形で止めているんですか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

我が家では、壁にL金具をねじで固定しまして、そこに紐で2カ所、縛っております。

○古場正春君

それは正解です。

北村市長はどうなっていますか。

○市長（北村新司君）

私も、家内がやったものでございますけれども、L字型で付けて、備えはしてあります。

○古場正春君

冷蔵庫というのはそう簡単に付くものじゃないんですよ。L字型で、あれは職人、本職人がやらないと危ないんですよ。何でかという、中にいろいろの電気のコードだ何だがあるわけです。簡単にそんなにL字型で。普通の家具だったら、木ですからコンコンと打ってL字でできるんですけれど。手前みそではないですけど、うちは確保している。ロープでしっかりと締めて、ねじを付けて、それからロープで、少しゆとりがあるように、開け閉めが必要ですから。

だから、今、固定しているという人が何人かしかいなかったですけど、これは、いつ地震が来るかわかりません。先ほど私が言いましたけれど、関東大震災、直下型が来ると報道されてすぐその対応はしました、下駄箱から何かから。それで、冷蔵庫は止められませんので、ちゃんと紐でくくりました。見にて来てもいいですよ。ちゃんと見せてあげますから。

それと、そこへ持ってきているんですけど、幾ら家具を止めても地震のときは揺れますから、ガラス戸は揺れるわれです。あいてしまう。勝手にあいて、食器棚の食器が出ちゃうんです。それをできないようにするには、ちょっといいですか、自分の。

○議長（林 修三君）

どうぞ。

○古場正春君

忘れていましたけれども、食器棚の下をあけます。その中にこれを入れ、（カレンダーで作った丸い筒を示す）議事録にはこれって言ったって出ないですけど、（笑声）見ている人はわかるんですが、これです。これは新聞だって何だっていいんです。クッションのあるもので筒を作るんです。それで食器棚のドアの内側に両面テープで貼るんです。そうすると、写真を持ってくればよかったですけれどね、うちで写したのをね。そうするとその食器棚のドアがあかない。これに食器があたって、クッションになって出てこないんです。これは大きい小さいとあるんですけど、食器棚はいろいろ大きさが違いますから、これは自由なんですけれど、そうしてやってみたい方はどうぞ。（笑声）これは別に強制はしませんので。そうすると、食器棚から物が落ちずに、市役所にすぐ飛んで来られるということなんです。

1点目はこれで終わります。

次に、運動会の件なんですけれど、市長も、前の市長からずっと流れで来ていると思うんです。校長やら教頭を見ていると、随分気を使っているんですよ。それで、生徒が盛り上がっているのに、中断して、それで悪いと思うでしょう、挨拶するのも。それで盛り上がっているのに中断して挨拶をしているわけです。

もっと始まる前、全部に行くから、小学校は全部と一緒に運動会をやるから行けないと思うんですけど、最初に市長の言葉として、ファクスでも流して、それを生徒に伝えと、そういうことでいかがですか。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしましたところでございますけれども、できるだけ進行に支障がないよう区切りのよいところで、挨拶も極めて簡潔にして、運動会に参加されている皆様にご迷惑にならないよう、今後とも留意してまいりたいというふうに思っております。

○古場正春君

私はずっと昔から思っている。何で、子どもが主役なのにわざわざ途中から来て、挨拶をしなきゃいかんのかと。これは八街市の長だからということもあるでしょうけど、やはり、挨拶、そうなんです。みんなが迷惑していると思うんです。関係者はですよ。これは、ああ市長が来てよかったという人もいらっしゃると思いますけれど、教頭なんかは気を使って、こういうことがあるんです。

入学式、卒業式があります。そのとき、来賓の皆さんが見えるんです。それで、今までは来賓の皆様を肩書と名前と紹介していたんです。去年の、平成25年の入学式の後に、中央中学校の校長先生に、近いうちに校長会はありますかと言ったら、あります、何でしょうと言うから、実住地区というのは来賓の方が4、50人見えるんです。一人ひとり紹介することはないんじゃないですかと。それを検討して議論にさせていただきますかと言ったら、わかったということで、名前を呼ぶのも教頭先生は大変なんです。遅れて来る来賓がいるわけです、受け付けが終わってから。それには名前がついていない。それから、日本語ですから、

名前の呼び方が違って来るんです。フルバマサハルとか、ここにいらっしゃるタナカシンジと、（笑声）タナカシンジさんじゃないですよ、この方は。日本語は難しいんです。それで、教頭先生が飛んできて、いや、すみませんでした、今読み方を間違っとか、呼ばないでというようにことで、本当に気を使っていたんです。だから、今年の入学式、卒業式は、教育関係、議員、区長、それから民生委員の皆さん、婦人会の皆さんがということで、実住小学校は紹介しました。それで中央中学校もそうなんです。

また学校に戻りますけれど、そういうふうにいると気を使っているんです。いかがですか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校の式典での、議員さんの挨拶と、そして呼名等は、児童生徒に地域の方々の代表という意味で、日頃からお世話になっているという意味で、紹介、そして挨拶をいただいております。そういう意味で捉えていただけると、子どもたちも教育の1つとして、来賓の皆さんを捉えることができると考えております。

ただ、今の段階では、先ほど古場議員の方からもお話がありましたらうに、議員の方々は呼名だけにさせていただいておるところでございます。

○古場正春君

なるだけ簡素化、昔はダラダラやって、終わりました、じゃあ酒を飲もうかと酒を飲んでいたんですから、入学式、卒業式のときに。何をやっているんだということで、酒をやめさせたんですけれどね。本当に、そういうことをやっていて、今もまたそんなことをやっていると。だから、簡素化して、入学式だって卒業式だってもっと簡単に。子どもに紹介してもわかりっこないんですから、入学式のときなんか、1年生に。そういうことでございます。

それで、次は、教育長にお伺いしたいんですけれど、私は、教育長のことを全然知らないんです。どういう仕事をやっておられたのか全然知らないんです。私は本音、建前はなしでお聞きしますけれど、教育長は教育長をやる前には何をやっていたんですか。

○議長（林 修三君）

古場正春議員に申し上げます。

一般質問通告の範囲を超えております。教育長の教育方針及び道德教育の指導はという通告がございました。通告の内容に従って質問してください。

○古場正春君

だから、私はここを出したんですよ。そうしたら答弁が全然違うじゃないんですか。さっきも言ったんですよ。答弁が全然違うんですよ。

○議長（林 修三君）

この通告は違うということですか。

○古場正春君

そうなんです。通告に従って答弁がなかったんです。

道徳教育ができるのかというのを私は聞きたいんです。何でかといったら、うわさでは校長をやっていたと。うわさです。本当ですか。

○議長（林 修三君）

道徳教育に戻しての答弁で、加曾利教育長。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど道徳教育の件でご質問がありましたので、改めて答えさせていただきます。

八街市の教育目標は、「夢を抱き心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成」です。夢を抱きたくましく生きるためには、「確かな学力」と「心身の健康」、豊かな心は「道徳教育」を中心とした心の教育が大切と考えております。

それには、千葉県の道徳主題である「いのちを大切に作る心」を中心に、「他人を思いやる心」「きまりを守ろうとする心」「ふるさとを愛する心」等について、幼小中高連携教育と、各中学校区、地域の人々との関わりを重視しながら、教育活動全体を通して児童生徒の心を育てていきたいと思っております。

○古場正春君

だから、道徳教育ができるのかと通告しているんですね。それには、校長という敬語をやめて、それで教育長になったんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（林 修三君）

古場正春議員に申し上げます。通告の内容では、道徳教育、指導はとありますけれども。

○古場正春君

お手本にならないと、道徳教育はできないわけですよ。お手本にならないと。手本。

人間、誰でも間違いはありますよね。やはり、正しいことをやっておかないで、立派なこととは言ってはいけないということですよ。わかりましたか。わからない。

○議長（林 修三君）

いや、だから、私じゃないです。

○古場正春君

いや、あなたが聞くから。

○議長（林 修三君）

通告の内容に戻してくださいということと言っただけです。

○古場正春君

だから、道徳教育はできるのかと私は聞いているわけです。そのまま先まで聞いて頂戴よ。

○議長（林 修三君）

だから、私は答えられません。

○古場正春君

教育長にお伺いしますが、校長として学校に勤めていた。それで、後の本音・建前がないんですから、ずばり言いますと、それで学校をやめた、それから八街の教育長として来られました。目的は何だったんですか。学校の校長までしてね。（発言する者あり）

いや、笑っているけれど、やはり、校長というのは3月の卒業証書を渡して、それで定年になるとかというのが、話にはわかるんだけど、途中でやめて、悪く言えば学校の生徒（「個人の追求になるよ、それは」「おかしいよ」と呼び、その他発言する者あり）と学校を捨てて来たよと。

これで終わります。

○議長（林 修三君）

以上で改革クラブ、古場正春議員の個人質問を終了します。

ここで10分間の休憩に入ります。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄でございます。

私は、教育行政、市政問題、道路行政の3点について質問いたします。

まず最初に、質問事項1、教育現場での式典改革についてお伺いいたします。

私が議員になって間もなく、学校行事で誰が挨拶を行うかで、議員の間でもめたことがございます。入学式や卒業式の主役は子どもたちや保護者であります。議員は名誉職と考える象徴的で本末転倒の出来事ございました。

私は、ある園の卒園式で、園側が当初予定されていた議員さんが式典開始10分前になっても姿が見えず、急遽私に挨拶するようにお願いをしてみました。結果的に、当初予定をされていた議員さんが式典直前にお見えになり、予定どおりつつがなく式典を終えることができました。子どもたちや保護者にとって大切な節目となる式典ですから、現場を預かる責任者の気配りは大変なものがあります。

こんなことがありまして、4、5年、事あるごとに現場責任者の皆さんに、私たちへの気配りは無用です、議員の挨拶や来賓者の紹介はおやめになった方がよろしいですよと、提言をし続けてまいりました。

今年3月、幼稚園の卒園式後、園長先生に来賓の紹介を簡略化し、1分でも短縮された方が子どもたちのためによろしいのではないですかと提言をし、4月の入園式から見直しが行われ、子どもたちがぐずる前に終わることができたと、大変喜ばれておりました。

これで中央中学校学区内の小学校、幼稚園で、学校行事での議員の挨拶はなくなり、来賓紹介も大胆に簡略化されました。八街保育園に対しても提言申し上げておりますので、簡略化が進むものと期待をしております。

学校や園など創設以来の慣習を見直すことは勇気が要りますが、決断をされた現場関係者

の皆さんに敬意を表したいと思います。全ては子どもたちのために、1分でも式典の短縮に協力し、中身の濃い思い出の残る式典にさせていただくこと、これが私の願いであります。

ある現場関係者から、こうした取り組みが市全体に広がるとうれしいのですがと、お話をいただきました。学校等の行事は各現場の独自性のもとに行われており、最大限にその自主性あるいは創意工夫を尊重しなければならず、教育委員会からの指導にはなじまないものと私も考えております。

1つの方法として、議会内で議員挨拶は辞退することを申し合わせを行い、各現場に要望することも考えられますが、校長会などの席上、先進的な一例として紹介をしていただきまして、各現場の皆さんに研究していただき、全校に波及されるべきと私は考えておりますけれども、教育長の見解を求めるものです。

次に、質問事項2、市政問題、市政改革についてお伺いいたします。

①八街の市長交際費は成田市の2倍です。特定の町内会への支出など不適切な支出が見られ、削減の余地がまだあります。

また、公開基準日が特定をされておられません。公開の基準を明確にするとともに、年度別件数や金額が一見してわかるよう、ホームページの内容の改善を求めるが、いかがかお伺いいたします。

②公文書公開について。

議会や農業委員会の傍聴規則に、傍聴席に入れない者として、「銃器所持」の項目があります。「銃器」の所持は銃砲刀剣類所持等取締法によって所持そのものが禁止されており、必要ないのではないのでしょうか。

議会傍聴規則の改定については、事務局に提言し、既に傍聴規則の改定作業中であります。農業委員会について、女性委員の拡大が求められるなど、開かれた農業委員会のあり方が問われている中で、こうした規則は時代にそぐわないものではないか、このように考えます。改定すべきと思うがいかがか、お伺いをいたします。

次に、街づくりについて伺います。

①「やち婚」などで利用されているスマイル八街が、本年4月より「八街の森」と改名されました。生活協同組合が運営する施設で、里山の自然保護と子どもたちが親に見守られる中で自分の責任で遊ぶというプレイパークが中心の施設でございます。この施設管理者との連携を図り市民の有効活用を求めるが、いかがか。

②点目に、オリンピックの開催が決まり、国立競技場が解体されます。さよならイベントも終了し7月から解体作業が始まるわけです。解体決定の情報を受け、長年、日本のスポーツ界の殿堂として数々の名勝負を見守ってきた競技場の椅子を譲り受け、さまざまな場所に活用し、街おこしに利用すべきと市長に提言してあるけれどもいかがか、お伺いをいたします。

③八街市は観光資源の少ない街です。砂のカタクリあるいは根古谷桜並木があります。季節になると、市の広報紙に大きく掲載され、多くの市民が来場しております。砂にはコミュ

ニティセンターあるいは根古谷には用草公民館がございます。以前にもこれらの施設を開放し、見学者への利便を図るべきと質問しております。今年の春、ボランティアとしてコーヒーや紅茶のおもてなしを現地で行いましたが、大変ご好評をいただきました。カタクリ・桜祭を立ち上げ、駐車場の確保やおもてなしを行うことで、市民にささやかではありますが少しでも夢を提供するべきではないか、このように考えます。

次に、（３）公共事業のコンプライアンスについてお伺いいたします。

- ① 2区調整池フェンスの移設を求めるが、いかがか。
- ② 森のいずみ公園、夏季に限定して噴水の稼働を求めるが、いかがか。
- ③ 芝のまきば公園、歩道の補修について、お伺いをいたします。

次に、（４）防犯対策についてお伺いをいたします。

① 公共物破損、八街駅北側車止めの破損の現状あるいはその対策は、いかに考えているのか。

② 防犯グッズ（帽子、ブルゾンジャンパー）を市民に貸与し、市民参加型の「ながら防犯」活動の推進を求めるが、いかがか、お伺いいたします。

最後に、質問事項３、道路問題であります。

（１）八街バイパス事業について伺います。

① 担当課によると、市が担当している大東区内の用地買収について、誰が行こうが解決できない事情があるとお話を伺っております。それならばと、今から３年前のこの６月議会で、５区方面から先行整備をするように、県に上申するよう求めました。その後、しばらく振りに県の担当者が地権者を訪問、未収用地の地権者が契約に応じましたとお話をしてくださいました。中央公民館寄りの歩道整備も始まり、平成２８年には、暫定２車線ではありますが、部分開通の予定でございます。

市が担当する大東区内の用地買収はどのようになっているのか。市長が行っても無理とお話でございますけれども、事態を打開し、事業の促進を図るべきと思うが、どうか。

次に、（２）道路整備についてお伺いいたします。

① 市道勢田１号線には、未舗装区間がございます。舗装と路肩の整備を求めるが、いかがか。

② 市道２２４号線宮本ガソリンスタンド前には横断歩道がございません。横断歩道の設置を公安委員会に求めるべきと思うけれども、可能性はどうか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

質問事項２、市政問題について答弁いたします。

（１）①ですが、交際費は、八街市を代表して外部と交渉等をする場合や行政執行上において必要となる経費でございます。その支出にあたりましては、交際費支出基準内規や公職関係者弔慰金等贈呈要綱に基づきまして、適切に支出しているところでございます。

交際費につきましては、過去においてもたびたびご指摘をいただいております。その支出につきましては、以前から必要最小限にとどめるよう、削減に向けて努力をしてきたところでござ

ざいます。

また、交際費の公開基準の策定ということでございますが、本市では公開基準を明文化してはいないものの、交際費の透明性を図るため、全ての支出について、月ごとに日時、金額、内容等をまとめて、翌月にホームページに掲載しているところでございます。

今後におきましても、交際費支出基準に基づきまして適切に支出してまいるとともに、従前どおりホームページに掲載することにより、支出の透明性を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に(2)①ですが、ご質問の施設は、以前は農産物直売所として運営しておりましたが、今年、「コープみらい八街の森」へ生まれ変わり、定期的なイベントが行われておると、コープみらいの方々からお話を伺っておりますところでございますが、先般、6月1日に行われました第2回世界民俗音楽祭にご案内がございまして、挨拶をして参ったところでございます。この点を報告申し上げる次第でございます。

まだ運営して間もないこともありまして、施設の活用方法につきましても、市とも相談し進めていきたい旨のお話がございましたので、今後、市民の方の有効活用を含めまして協議してまいりたいというふうに考えております。

次に③ですが、カタクリ群生地や用草・根古谷の桜並木につきましては、「八街マップ」や教育委員会発行の「八街の文化財―やちまた歴史散歩―」で周知を図るとともに、毎年、「広報やちまた」やホームページで情報発信をしているところでございます。

カタクリ群生地は、平成2年に市指定文化財に指定して以来、その保存と普及に努めており、近年では、市外からの問い合わせも増えております。平成21年に旧砂消防機庫から群生地までの交差点3カ所に案内看板を設置しました。開花状況の問い合わせ対応や群生地の詳細な案内図を配布するなど、市内外から見学される皆様へ情報提供に努めております。

また、生涯スポーツの振興の一環として、市教育委員会とスポーツ推進委員との共催で、「ノルディック・ウオーク」を平成23年度から実施しており、本年で4年目となります。このノルディック・ウオークのコースとして、スポーツプラザから用草周辺の桜並木の名所めぐりを実施しており、本年は3月29日に実施したところ、42人の参加をいただきました。

このことから、本市におきましても名所旧跡を利用したイベントを開催しておりますので、今後も引き続き、今行っております情報を発信し、さらに千葉県の実報紙やその他の観光PR情報誌等のさまざまな媒体を活用し、掲載していただけるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、今後のこのいろいろなイベントにつきましても、外部団体等で開催する場合には、市といたしましても支援してまいりたいというふうに考えております。

次に(3)①ですが、2区調整池フェンスの移設につきましては、管理に必要な道路用地を除き横断歩道を設置する箇所につきましても、歩行者の待機スペースとして、市道1区1号線に面した部分のフェンスを一部移設し、人溜り空間を確保いたしました。1区1号線に新たに歩道整備するためには、現状では用地幅員が足りないことから、用地買収を行うことに

なりますが、道路脇に家屋が連続しており、歩道用地を確保することは非常に困難な状況であることから、現道幅員内で歩行者の通行スペースを確保することができるグリーンベルトの整備を、今後推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、八街駅北側地区に設置してある「森のいずみ公園」の噴水につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災以来停止している状況でございますが、市といたしましては、再稼働に向けて時期等の検討を図ってきたところでございます。

つきましては、再稼働するにあたりまして、故障箇所もありますので、その修繕を含め、期間を限定して稼働することを検討しております。

次に③ですが、芝のまきば公園、歩道の補修につきましては、市民の方から木レンガ舗装部分が腐食し危険であるとのご指摘があり、状況を確認し、安全面を考慮した結果、危険箇所につきましては、職員でコンクリート舗装で修繕したところでございます。

今後も木レンガ舗装部分の劣化が激しい箇所につきましては、随時補修してまいりたいと考えております。

次に(4)①ですが、八街駅北側事業地内における公共物破損につきましては、平成25年9月議会で答弁したとおり、平成16年度末の供用開始から平成24年度末までの8年間で、経年劣化による構造物の破損も含めて7件発生しており、約200万円を支出しております。平成25年度以降につきましては、車両事故によるボラードの破損が2件発生しておりますが、原因者の負担により改修を行う予定となっております。

また、いたずら等による破損の状況につきましては、今年4月1件発生し、既に警察へ被害届を提出いたしました。

なお、防犯対策につきましては、職員の見回り回数を増やすことや、地域の皆様方にご協力をいただき、施設の維持・管理強化に努めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、犯罪者が犯行を諦めた理由で最も多いのは、住民に声をかけられたり、見られたりしたからというものでございます。このため、犯罪を抑止するためには、地域住民による防犯パトロール活動が効果的であると考えております。

現在、市内には15の団体があり、日々、地域の見守りを自主的に行っていただいております。また、パトロールを主目的として集団で行うだけでなく、個人が犬の散歩や買い物をしながら、地域を見守る「ながら防犯パトロール」につきましても、同様の効果があるものと考えております。

市といたしましては、団体、個人を問わず、防犯パトロール時に着用する帽子を貸与しておりますので、活用していただきたいと考えております。

次に質問事項3. 道路行政について答弁いたします。

(1)①ですが、バイパス用地の買収につきましては、年度当初に事業主体の千葉県と八街市におきまして、県が定めた事務処理要領に基づき委託契約を締結し、それぞれ分担して土地所有者や借家人等と交渉を行っているところであり、事務の窓口である印旛土木事務所の担当者との協議の上、決定しております。

次に、トップ交渉での事業の促進ということですが、現在、担当職員による交渉を進めていることから、おのおのの交渉経緯を注視しながら、状況に応じた対応をしてみたいと考えております。

次に(2)①ですが、今回質問された区間は、現状では、用地境界の確定がされておられません。また、道路の幅員も狭く、車両の通行量も非常に少ない道路であり、さらには道路脇の水路用地との落差などもあり、舗装以外の路肩整備には多くの費用が必要となることから、今後の整備計画につきましては、区からの要望や整備の優先順位、財政状況などを十分考慮しながら検討してみたいと考えております。

次に②ですが、横断歩道の設置につきましては、交通管理者である千葉県公安委員会が交通事故の発生状況や、交差点形状、地域からの要望を考慮し、総合的に判断し決定しております。

市としましては、地域のご要望に応えるべく、以前から佐倉警察署を通じまして、千葉県公安委員会に設置要望を行っております。市道224号線宮本スタンド前の横断歩道につきましては、現時点では地域からのご要望は出ておりませんが、今後、地域の方々からご要望があった際には、強く要望してみたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

初めに、質問事項1、教育行政について答弁いたします。

学校行事は、学習指導要領に基づき、児童生徒の学習成果の発表の場として位置付けられております。その内容につきましては、各学校長の学校運営の一環として、計画、実行されているものであり、学校行事などにおける議員挨拶や来賓紹介の方法についても、その学校の伝統などを踏まえ実施されているものであります。

なお、学校運営は、地域の方々を支えられ成り立っているものであり、各校とも行事の場をもって、感謝の意も含めた中での来賓紹介であると教育委員会は認識しているところです。

次に、質問事項2、市政問題について答弁いたします。

(2)②ですが、国立競技場の椅子の譲り受けに関しましては、陸上競技場等のスポーツ施設に設置し、引き続きスポーツの普及振興を目的として使用することとなっております。また、椅子の取り外し、搬出、運送、設置等に係る費用は、全て譲受人の負担となることなどの条件がございます。

そこで、八街市といたしましては、中央グラウンドでの使用の可能性があると考え、譲り受けて設置する場合と新規に設置する場合を比較検討いたしましたところ、譲り受けて設置する場合の方が高価であるとの結果となりました。

さらに、譲渡申請要領によりますと、申請をしてから譲渡を受けるまでの期間が30日間と短いことや、譲渡に係る費用についての予算が未計上であるとの理由から、今回の譲渡申請は行わないことといたしました。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

質問事項2、市政問題について答弁いたします。

(1) ②ですが、八街市農業委員会総会規則第15条で、傍聴人に対して、銃器の持ち込みを規制しております。現在、八街市議会傍聴規則においても同様の条文があり、これらの規程を削除する規則改正が予定されているとのことでありますので、当委員会においても、現状に即した規定にする必要があることから、当委員会総会において、規則改正について審議してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

まず、最初に教育行政についてお伺いをいたします。

時間がありませんから、簡単に申し上げますけれども、教育長、今年の中央中学校入学式にご列席されました。この中で3人の子どもが体調を崩し退席をされました。周辺の子どもは、本当に来賓席の目の前で崩れるように倒れてきて、来賓席の皆さんがこうやって手を差し延べるような、瞬間的にそういうことがありました。こうした子どもたち、こういう式典というのは大変緊張いたします。やはり、私たち議員としては、本当に1分でも早く終わりにして、中身の濃い式典にさせていただきたいと。そして、思い出に残る式典にするべきだと、そういう思いをお願いをしておりますので、これは要望でございますけれども、答弁は要りませんので、よろしくお願いを申し上げます。

質問の割り振りがありますので、順不同になります。また、参考資料もお配りしていただいておりますので、順不同ですが質問をしていきたいと思っております。

まず、緊急事項なんですけど、まず第1点目に道路問題。市道の整備。これは勢田1号線でございますけれども、これは千葉川上八街線、吉倉公民館から細い道を入りまして風の村に抜ける本当に細い道です。

私は何回もここを通過しておりますけれども、大変に危険な場所でございます。数年前にここで死亡事故が発生しておりますけれども、把握をされておりますか。

○建設部長（武井義行君）

はい。たしか、トラクターか何かに乗っておられ方が事故を起こされたというふうにお伺いしています。

○桜田秀雄君

この前も関係者とお話をしたんですけども、市道に隣接しているある住民の方が、通行車両が深夜を問わず時々脱輪をすると、こういうこともありまして、これまでも何回もトラクターで引き上げを手伝ってきたと。こういう経緯があるんです。あるんですよ。

その本人が、今回、トラクターであの道から田んぼに落ちて、そのトラクターの下敷きになって死んでしまったと。こんな悲劇はないじゃないですか。

私も何回も通って見ていますけれども、あの市道、もし訴訟に至れば、管理責任を問われるのは明らかでしょう。そうすれば、1億、2億、こうした賠償額になることも予想されます。費用対効果、こんなことをこういう事件で申し上げて申し訳ないんですが、費用対効果も考えて、早目に舗装あるいは路肩の整備を行いまして、住民の命と安全を守っていただきたいと、このように思うんですが、いかがですか。

○建設部長（武井義行君）

確かに事故の起きたことは大変残念に思っております。

ただ、交通事故ということに関して申し上げますと、市内全域の道路、大変たくさんの影響がある中で、やはり優先して整備していかなければいけないんじゃないかなと思う場所も、こういうものが多々あるわけですので、この箇所につきましては、舗装というのは、ちょっと今の現状では難しい状況なんですけど、穴のあいているとか段差があるところに関しましては、砕石による補修とか、あとまた路肩が危険な箇所につきましては、「路肩注意」とか、そういったものをまずちょっと検討させていただきたいというふうに考えています。

○桜田秀雄君

私は、風の村の方から坂を下りる細い道がありますよね。あそこをよく通るんです。もう路肩が壊れていますね。本当に慎重に下らないと、コロンといきそうな場所ですよ。ぜひとも、早目に予算をとっていただいて、工事をしていただきたいと、このように思います。

次に街づくりですが、八街の森との関係についてお伺いをいたします。

市長、今、1日の世界音楽祭に行ってくれたと、大変ありがとうございますと思うんですけども、八街の森、例えば広報に出す場合に、開催場所の指定がございますよね。あそこは、これまで何回もお願いしたけれど、広報に出してもらえないと、基準に合わないということで出してもらえないということがございます。ぜひ、市の連携団体にしていただいて、広報紙に掲載をして、多くの市民が参加できる、利用できる、そのようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

生活クラブさんですか、先般おいでいただきまして、コープみらいへ、八街の森の利用といたしましては、コープの開催イベント、市民の参加と、あと地域の団体の活動について、利用についてご理解いただいたところがございますが、この活動については今開催したばかりということで、大勢の方がいきなり来られると慎重にしなければいけないというようなご意見もありました。ですので、今、現状では、もうしばらく待つてほしいというようにご意見もいただきました。

○桜田秀雄君

私は、広報やちまたに掲載できるようにしてほしいと。これは総務部の答弁じゃないんですか。企画の担当でしょう。

○総務部長（石毛 勝君）

申し訳ございません。広報やちまたの掲載につきましては、ただいま農政課のお話もございましたが、十分に打ち合わせをさせていただきまして、スペースを確保できる状況によりまして載せていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

納税課が担当ですか。農地課じゃないでしょう。企画課でしょう、広報の市民の広場を扱っているのは。

○総務部長（石毛 勝君）

担当は秘書広報課でございます。

○桜田秀雄君

よろしくお願いをしたいと思います。

次に国立競技場の問題。また質問ですが、確かに今答弁にあったように、私はNHKのニュースを見て、国立競技場の解体が決まったと、これは4月2日か3日頃ですよ。僕はそのニュース見て、これを街興しに使わない手はないと、そう思いました。だから、ホームページを調べて、日本スポーツ振興センターに電話しました。しかし、なかなか個人では難しいですよという話ですから、八街の各課をたらい回しされながら、ようやく財政課にたどり着いて、財政課長の方から、あなたの方から交渉してもらえませんか、こういうふうにお話をして、後日、もらえるような雰囲気ですよという答弁をいただきました。

ですから、すぐさま市長のところ面に会を求めて市長をお願いをしたんですよ。それで、市長も、国立競技場という重みがあると、そういう答弁をされました。だから私はできるものと信じていたわけです。ですから、多くの仲間に、金がかかるからみんなでボランティアでやろうじゃないかと、こういうお話をしました。これは財政課長にもお話をいたしました。

費用対効果というようにお話もありましたけれども、そういう判断で、八街はこれまでずっと行政をやってきたんですよ。だから何にも変わらない。物事が提案されてから、八街は10年かかる、こう周りから言われるんです。

なぜ、市長、政治決断をできなかつたんですか。こんな些細なこと。

○市長（北村新司君）

国立競技場の物品等の譲り受けにつきましては、八街市が物品等を引き受けて、スポーツ関連施設等に活用できれば、ハード面での整備進展、もちろん街づくりの観点から、日本スポーツ界の聖地と言われ、教育における文化的遺産とも言える長い歴史ある国立競技場の一部を八街市で活かし、継承すること、つながること、本市のPRにも一定の役割を果たすことが期待できるものと考えます。

しかしながら、しかしながらです。施設整備の緊急性、必要性、費用対効果を考慮しないということはできないものであり、街づくりの観点を含め、費用対効果等を総合的に判断した結果、今回、譲り受けを見送ることとしたものでございます。

また、新規に椅子を作る経費と、今回の物品譲り受けの経費等も、総合的にいろいろな面を判断したところでございます。

○桜田秀雄君

私が電話をしたとき、向こうでは、これまで岩手県からのみそういうお話がきておりますと、そういうお話でした。ですから、八街は2番目。見てもわかるように、4月28日に向こうからメールが発信されたそうです。朝日新聞に載っておりますけれども、この載っている各団体にみんな電話しました。どうしてこの情報を知り得たんですかと言ったら、センターからのメールで知りましたと。それで、ある団体では現場まで行って見てきて、よしやろ

うということになったと、こう言っています。

岩手県は、新聞にも載っておりますけれども、ボランティアを募集すると、途端に岩手県トラック協会が、搬送は私たちがやりましょうと、無料で。こういうふうになりました。また、東京の岩手県人会がボランティアで参加しよう。このように、1つのイベントとして取り組むような雰囲気にもなっているんですよ。

残念無念、こう言うしかないんですけれども、もっとひらめきの政治、楽しい政治、楽しい街づくり、もっと力を入れていただきたいと、私はこのように思っています。

かつて八街市には電気屋さんがございませんでした。ですから、ヤマダ電機事業部に電話をしました。ぜひ八街に出店してもらえませんかと申し上げました。ヨドバシカメラにも言いましたけれども、ヨドバシカメラは、その場で、うちは100万人の顧客エリアがないと出店する計画はありませんと断られましたけれども。

また大東区にあったスーパーが閉店をされました。大変に不便で困りましたので、私はスーパータイヨウさんの事業部に、やはり電話をしました。私が電話をしたらきたのかどうか、それは定かではございませんけれども、そういう取り組みをどんどんしていかないと、八街の街づくりはどんどん遅れていくのではないかと、このように思っています。

今日の朝日新聞に八街の記事が大きく載っておりました。その隣に、松戸市の記事も載っておりました。昨日、一昨日、今日もそうですけれども、人口問題で多くの議員が質問をしております。松戸市は3年間で4千200人減少したと。それでびっくりをして、出ていった3千人を対象に追跡調査をやろうと、こういうことをやった。その結果において、松戸市のイメージ、どんどころに問題があったのかがわかったと、だからそれに対して対応してこうと、このようにしております。

私は、4年前だったと思いますけれども、2005年の市民の意識調査、33パーセントの人が、できれば八街を出ていきたいというデータがありましたから、危惧をいたしまして、まず出ていった人の追跡調査をやってくれという質問をしました。しかし、やられた形跡は一切ございません。この前発表されて、各自自治体は人口問題で今本当にあたふたしています。あのときにやっていたら、今頃、その理由は定かでない、このような答弁は、私はないんだと思うんですね。もっと先見性を持った市政運営をしていただきたい、このように思っています。

それから、市長、市長交際費にちょっと触れさせてもらいます。申し訳ないけれど。

市長交際費の公開基準日は明確でございません。一応10日頃となっておりますけれども、役所言葉に「頃」なんていう言葉はございません。3月分の公開、これは大分遅れましたね。私も今回質問をしましたから、毎日のようにホームページをあけているけれども、全然更新をされない。しびれを切らせて担当課に行って、どうなっているんだと言ったら、忘れていました。これは市長の使った交際費ですよ。あなたのお膝下がこういう状況では、市民の信頼は得られない。遅れたことに対する謝罪をぜひしていただきたい。このように思いますが、どうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

ご指摘の3月分の交際費の公表が非常に遅れたことにつきましては、私どもの方の、新年度の関係ということで、言い訳になってしまうかもしれませんが、いろいろなホームページの修正等も含めながら、交際費の公表手続が遅れてしまったというのが実態でございます。

これに関しまして、議員さんのおっしゃるように、公開基準を策定して、きちっとした形で公開すべきだというご指摘をずっといただいております。現在のところ10日頃を目安ということで内規でもって定めておりますが、信頼される市政を一層推進していくためにも、策定については、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

私が気付かなければ、あのフェンスはあのままです。私が気がついて、基礎工事は終わったけども、何とかしろと、ようやく25mばかりできました。あんな先見性のない工事はぜひやっていただきたくない。この件は2億円かかっているんでしょう。2億円をかけて、あのごまはなんですか。ぜひ緊張感を持って行政をやっていただきたい。

○議長（林 修三君）

時間になりました。

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

6月7日から9日の3日間は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。6月7日から9日の3日間は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

6月10日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、議会だより掲載用の写真撮影を行いますので、上着着用の上、自席にてしばらくお待ちください。

写真撮影終了後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後 3時02分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件